

中華民国諸法の欧米語への翻訳について : 法律顧問・法学者とその活動

西, 英昭
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/1522066>

出版情報 : 法政研究. 82 (1), pp.256-208, 2015-07-27. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



中華民国諸法の欧米語への翻訳について ——法律顧問・法学者とその活動

西 英 昭

- 一 はじめに
- 二 大清律例の翻訳
- 三 中華民国法制の欧米語訳——英仏語訳を中心に
- 四 Escarraの訳業と*Le droit chinois*
- 五 Théryと*Le droit chinois moderne*叢書
- 六 おわりに

一 はじめに

本稿は、清朝末期・中華民国期に作成された様々な近代中国法がどのような形で欧米語に翻訳され、またその過程に欧米出身の法律顧問・法学者たちがどのような形で参与したのかという問題について、それぞれ書誌学的・人物学的な立場から検討するものである。

これまで西洋近代法由来の法律用語や概念がどのように中国に導入されたかについては、アヘン戦争後の国際法の受容過程や、日本法を経由して様々な訳語が輸入されてゆく過程についてなど、「西洋（ないしは日本）から中国へ」という経路に関して数多くの研究が重ねられてきた⁽¹⁾。しかしながらそうして受容された様々な法律

⁽¹⁾ 近代中国における国際法の受容については何よりもまず佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』（東京大学出版会・1996）を参照しなければならない。中国・香港での研究には田涛『国际法输入与晚清中国』（济南出版社・2001）、林学忠『从万国公法到公法外交』（上海古籍出版社・2009）が

用語や概念を吸収しつつ成立した近代中国法がどのように西洋へと紹介されたのか、即ち「中国から西洋へ」という言わば“還流”の経路については、「西洋から中国へ」という経路に比べこれまであまり研究が行われてこなかったとすることができよう。

これには勿論中華人民共和国の成立によって中国では中華民国による六法が廃棄されてしまったことなど、様々な要因をさまざま指摘することができるが、少なくともそれまでは実務的な需要があり、かつ何よりも1902年の中英条約以来の課題であった不平等条約の改正条件として挙げられた中国法の近代化を具体的に検証する手段として、当時の中華民国法制に関する情報は西洋諸国において一定の重要性を持ち得たであろうし、また当時の中国法研究においては重要な基礎情報の一つとなったことが推定される。本稿ではこうした西洋諸国による近代中国法認識過程の一環として、清朝末期から中華民国期に作成された諸法典がどのように欧米語に翻訳され流布していったのかという問題を、主として書誌学的観点から明らかにしたいと思う。

またこうした近代中国法の翻訳にあたっては、当然のことながら中国法・中国語に通じた欧米人や、欧米法・欧米語に通じた中国人の存在が重要な鍵となる。前者の典型としては欧米出身の法律顧問が挙げられ、また後者の典型としては欧米留学経験を持つ中国人の存在を看過することはできない。こうした人材については近年徐々に研究が積み重ねられつつあるが、法律顧問にしても例えば明治日本法制史におけるブスケやボアソナードに関する研究に比して、近代中国における法律顧問、例えばGeorges Padoux (1867–1961) やJean Escarra (1885–1955) に関する研究はやはり質・量ともに不足していると言わざるを得ない。書誌情報についても、これらの基礎情報が十分に整理されない限り、例えば中国から西洋への“還流”過

ある。また韓相熙「19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容」(法政研究74-1~4・2007~2008)、リディア・リウ(中里見敬訳)「普遍性を立法する——19世紀における国際法の流通」(孫江・劉建輝編『東アジアにおける近代知の空間の形成』(東方書店・2014) 所収)なども参照。また日本からの法情報・法思想の伝播についてはまず山室信一『思想課題としてのアジア』(岩波書店・2001)が参照されるべきである。さねとう・けいしゅう『増補 中国人 日本留学史』(くろしお出版・1970)、Lydia H. Liu, *Translingual Practice: literature, national culture, and translated modernity — China, 1900–1937*, Stanford: Stanford University Press, 1995なども参照されたい。

(2) 近年の成果として王伟『中国近代留洋法学博士考(1905–1950)』(上海人民出版社・2011、以下『博士考』と略)は必備の工具書とも言えるものである。

程における訳語の問題といった研究にも着手しようがない。中華民国法制史に正面から向き合おうとする際には避けて通れない問題であることは縷々述べるまでもないであろう。

よって本稿では、まずは清朝末期・中華民国期の法律翻訳の前提として、大清律例がいつどのように欧米語訳されてきたのかについて整理し、その上で中華民国時期、特に北洋政府時期における中華民国法制の翻訳状況について、書誌情報・人物情報に注意しながら整理し、当時の政治的状況との関連も紹介しつつ、近代中国法研究の大家として名を馳せたEscarraを採り上げてその翻訳作業・法典編纂作業と法学研究との関係を瞥見し、南京政府時期から終戦までの状況についても情報収集を行うこととしたい。勢い膨大な情報が溢れることになるが、これらの精確な整理がなければ本格的な近代法制史研究の足場が提供されないことを改めて強調しておきたい。

二 大清律例の翻訳

大清律例の翻訳については既に拙稿⁽³⁾でも扱ったことがあるが、中華民国法翻訳の
前史として、情報を加えつつ改めて簡単に振り返っておくこととしたい。

嚆矢となるのはGeorge Thomas Staunton (1781–1859) による1810年の英語訳、*Ta Tsing Leu Lee; being the fundamental laws, and a selection from the supplementary statutes, of the penal code of China*, London: Printed for T. Cadell and W. Davies, 1810である。Stauntonが随行したMacartney使節団が乾隆帝に謁見したのは1793年であるが、丁度それはフランス革命の混乱のただ中であってルイ16世が処刑され、イギリスではピット首相の下で第一回対仏大同盟が結成された年にあたる。その後の大革命の推移は周知の通りだが、翻訳が発表された1810年はナポレオンが既に実権を掌握し、第一帝政が展開していた時期にあたる。

同翻訳には1799年＝嘉慶四年の版を利用したと述べられている（同英訳書lxiii頁）が、同時にthe later editionとして『大清律例重訂輯註通纂』⁽⁴⁾（嘉慶十年新鐫）の表

⁽³⁾ 拙稿「オランダにおける「中国」法学の展開過程の一断面」（法政研究81-4・2015）参照。

紙の複写が巻頭に掲載されており、Stauntonは両方の版を手にしていたものと思われる。ちなみに英訳が出版された1810年は嘉慶十五年にあたる。

当時欧州では折しも1805年の第三回対仏大同盟の下、トラファルガーの海戦からしばらく経っていたが、英仏関係は良好とはいえない状況にあった。その段階でStauntonの大清律例の英訳がフランスで重訳されることとなる。それがFélix Renouard de Sainte-Croix (1767–1840)⁽⁵⁾による*Ta Tsing Leu Lee, ou, les lois fondamentales du code pénal de la Chine, avec le choix des statuts supplémentaires*, Paris : Chez Lenormant, 1812である。さらにはStauntonの英訳はイタリア語へも重訳される。*Ta-Tsing-Leu-Lee: o sia Leggi fondamentali del Codice penale della China*, Milano : Stamperia di Giovanni Silvestri, 1812がそれである。当時のイタリアはナポレオンの影響下であるが、どのような需要或いは関心のもとにイタリア語訳されたものかはよくわからない。

さて、その後アヘン戦争、アロー戦争を経て列強の中国進出が展開する一方で、大清律例の翻訳も増加してくることになる。1859年には旧オランダ領東インドにおいて、J. Hageman, Successieregt bij de Chinezen, in : *Het Regt in Nederlandsch-Indië*, dl.17が発表され、戸律・卑幼私擅用財条例第一及び立嫡子違法条例第一後段がオランダ語訳され、またスペイン語訳として1862年にはFrancisco de la Escosura y Escosura, *Ta-Tsing-Leu-Lee: o Las leyes fundamentales del código penal de la China*, Habana : [s. n.], (Imp. Del Gobierno y Capitanía General) が刊行、さらに1884年にはJuan de Dios Vico y Bravo, *Ta-Tsing-Leu-Lee, ó, las leyes fundamentales del código penal de la China con lo mas escogido de los estatutos suplementarios*, Madrid : Impr. De la Revisra de Legislación a cargo de M. Ramosが刊行されることになる。⁽⁶⁾

⁽⁴⁾ この版本については岡冬芳『《大清律輯注》研究』（社会科学文献出版社・2013）206–223頁参照。同書では『大清律例重訂輯註通纂』が沈之奇『大清律輯註』から註釈の多くを継承する版本であることが紹介されている。中国政法大学所蔵の嘉慶十三年新鐫の版本による紹介が行われているが、Stauntonはそれよりも早い版を手にしていたことになる。

⁽⁵⁾ 彼がナポレオンに宛てた建白書がかのHenri Cordier (1849–1925) によりMémoire sur la Chine adressé à Napoléon 1er par F. Renouard de Ste Croix, in : *T'oung Pao*, vol.2, Issue 1–5, 1901として公表されている。そこで作者につきドイツ語にも翻訳された旅行記録*Voyage commercial et politique aux Indes Orientales, aux îles Philippines, a la Chine, avec des notions sur la Cochinchine et le Tonquin, pendant les années 1803, 1804, 1805, 1806 et 1807*, Paris: Chez Clament, 1810や大清律例のフランス語訳でもよく知られている人物、として紹介している。

また大清律例そのものの翻訳ではないが、そこから強い影響を受けて成立したベトナムの阮朝における皇越律例（嘉隆法典・1812年）の翻訳としてPaul-Louis-Félix Philastre, *Le code annamite*, Paris : Ernest Leroux, 1876 (2^e éd, 1909) がある。皇越律例の成立の経緯から、ベトナム法制を見る際には勿論のこと、大清律例を見る際の参考資料としても扱われることがあったようである。

翻訳者Paul-Louis-Félix Philastre (1837–1902) はトゥドゥック（嗣徳）帝治下のキリスト教弾圧政策に端を発した仏越関係の悪化の下、植民地化の端緒となる1858年からの仏越戦争の結果締結された1862年サイゴン条約締結の前後からベトナムに関わり、1874年のサイゴン条約（第二次）締結にも携わっている。皇越律例については既にG. Aubaret, *Code annamite : lois et règlements du royaume d'Annam*, Paris : Imprimerie impériale, 1865があったが、Philastreは改めてこれを翻訳し直し、最初の翻訳（1876年）として発表している。次いでトゥドゥック帝逝去後の混乱、1884年の清仏戦争によるベトナムの完全な保護国化を経て、ファン・ボイ・チャウ（潘佩珠）によるベトナム維新会結成と東遊運動が展開された頃に翻訳の第二版が刊行（1909年）される形となっている。

この翻訳について東亞研究所（二木靖譯）『佛領印度支那ノ司法組織並ニ東京・安南民法ノ概要』（東亞研究所・1940、原著はAndré Dureteste, *Cours de droit de l'Indochine*, Paris : Larose, 1938）は「フィラストルは本文の形體を尊重した、そして字句に拘泥した爲に意味の明瞭を犠牲にした様である。しかし意味の明瞭な自由譯はフィラストルがその仕事にかゝつた時日（自一八七一年六月、至一八七五年三月）内には到底成し遂げられるものではなかつたであらうといふ事を認めねばならぬ」（41頁）と評している。

その後1879年に至ると、George Jamieson (1843–1920)⁽⁷⁾ の英訳が1879年（＝光

⁽⁶⁾ なおEscarraは「スペイン譯は、Ch. Sumner Lobingierの文獻目錄第一—四頁に挙げられてゐるが、ペリオ氏は此の書の存在に疑を有つてゐる（通報T'oung-pao, 1925-26, Bibliographie, p. 283, note 1）」（谷口知平譯『エスカラ支那法』（有斐閣・1943、以下『支那法』と略）文獻目錄26頁）としている。文中のLobingierの文獻目錄とはA bibliographical introduction to the study of Chinese law, in : *Journal of the North China Branch of the Royal Asiatic Society*, vol. 45, 1914のことであるが、Escarraは「全く皮相な論文」と酷評している（同3頁）。確かにLobingierは“A copy of this now in the government law library in Manila”とのみ紹介し具体的な書名を挙げていなかったため、イタリア語版と混同したものではないかというPelliotの疑義を招いたものと思われるが、スペイン語版は現在各地の図書館に所蔵されている。

⁽⁷⁾ 履歴につきhttp://www.takaclub.com/britishconsuls/george_jamieson.htm参照。

緒五年) から *The China Review* 誌上に登場する。大清律例の全体の翻訳ではなく、実務的に重要となる部分を集中的に翻訳し解説を付しているのが特徴的である。翻訳された部分は貿易や家族・相続法、土地法に対応すると目された部分であり、また Staunton の翻訳が律のみであり例に及んでいないことに不満が示されるなど、喫緊の問題への即応を志向していることが見て取れ、また 1870 年 (= 同治九年) に最新の条例の改訂 (そしてそれは清朝最後の条例の編纂になってしまうのだが) が行われたことにも言及するなど、最新の情報への関心も見えて取れる。さらにはこの時点で既に Staunton の翻訳から 70 年近くが経過していた時期でもあり、時代に即した改訳をすべしという要請がはたらいていたことも考えられよう。

実務的に必要度の高い部分を集中的に翻訳するという動きは華僑・華人が多く在住した旧オランダ領東インドでも展開する。J. W. Young (1855–1898) は 1886 年に戸律戸役の立嫡子違法、卑幼私擅用財の律・条例をオランダ語及びマレー語に翻訳し、⁽⁹⁾ 1894 年には戸律婚姻の律及び条例の全て、総註の一部をオランダ語に翻訳している。⁽¹⁰⁾ さらに 1900 年、Tjoa Sien Hie (蔡新禧) により大清律例の戸律戸役の別籍異財、卑幼私擅用財、立嫡子違法の律及び条例、また家礼会同のオランダ語・マレー語への翻訳が行われている。⁽¹¹⁾

以上が清朝末期までの主要な翻訳動向であり、中華民国成立を迎えるまでには概ねその翻訳が複数言語において整っていたとすることができよう。これらに加えて民国期にはさらに Guy Boulais, *Manuel du code chinois*, Changhai : Imprimerie de la mission catholique, 1923–24 が発表されることになる。後に Escarra は「この

⁽⁸⁾ 旧稿でも列挙したが、翻訳されたのは兵律關津 (私出外境及違禁下海条)、戸律戸役 (立嫡子違法、別籍異財、卑幼私擅用財、脫漏戸口、人戸以籍爲定、私糊庵院及私度僧道、賦役不均、禁革主保里長、逃避差役、收養孤老の各条)、戸律田宅 (欺隱田糧、檢踏災傷田糧、盜賣田宅、典買田宅の各条)、戸律婚姻 (男女婚姻、典雇妻女、妻妾失序、居喪嫁娶、父母囚禁嫁娶、同姓爲婚、尊卑爲婚、娶親屬妻妾、強占良家妻女、娶樂人爲妻妾、僧道娶妻、良賤爲婚姻、出妻、嫁娶違律主婚媒人罪の各条) である。

⁽⁹⁾ J.W. Young, Versterfrecht, adoptie en pleegkinderen bij de Chineezen. Behandeling der betrekkelijke artikelen van het wetboek Tai Tshing Loet Lê., in: *Tijdschrift voor Indische taal-, land- en volkenkunde*, dl.31, 1886 及び *Atoeran hak poesaka orang Tjina dan hal mengangkat anak tersalin dari pada kitab hoekoem Tai Tshing Loet Lê.*, Batavia, Albrecht, 1887, 26p.

⁽¹⁰⁾ J.W. Young, Het huwelijk en de wetgeving dienaangaande in China., in: *Tijdschrift voor Indische taal- land- en volkenkunde*, dl.38, afl.1 en 2, 1894.

⁽¹¹⁾ それぞれ *Regeling der erfopvolging bij versterf onder Chineezen en der adoptie vertaald in het Maleisch en Nederlands uit het chineesche wetboek Taij Tjhing Loet Lie door Tjoa Sien Hie*, Soerabaia, Gimberg, 1900, 14p 及び *Atoeran hak poesaka orang Tjina dan hal mengangkat anak tersalin dari kitab hoekoem Taij Tjhing Loet Lie*, Soerabaia, Gimberg, 1900, 10p である。

名著は大清律例（特に光緒第十六年即ち一八九〇年発行の版に依る）および清朝の
其の他の多くの官版法律書の註釋附きの完譯である」⁽¹²⁾と高く評価している。

三 中華民国法制の欧米語訳——英仏語訳を中心に

さて、本章では以下に中華民国北洋政府時期の翻訳状況をみてゆくこととしたい
が、まずはそれに先立ち後の立法活動に多大な影響を与えるフランス人顧問、かの
Georges Padoux (1867–1961) ⁽¹³⁾を紹介しておこう。彼は1867年2月21日エジプト・
アレクサンドリア生まれ、Lycée Henri IVを卒業、法学士 (licencié en droit、パ
リ大学) となり、1890年よりフランス外務省において補佐官、領事官等を歴任し、
1896年にはチュニス政府官房補佐(秘書長)、1905年よりタイ王国政府法律顧問に任
じ、1914年より中華民国(北洋政府) 審計院顧問、1919年より司法部顧問、1928年
以降は国民政府司法部顧問となっている。1961年12月30日に逝去している。

来華の経緯から少し詳細に確認しておく、1913(民国2)年5月に審計処顧問
としての招聘がまず行われている。Padoux本人は当時バンコクに居たため、北京政
府はHenry Mazotを代理として派遣、契約を締結したようである。本人は翌1914年
2月下旬に北京に到着、着任した。その仕事ぶりは高く評価されており1916年5月
には顧問としての契約が更新されている。⁽¹⁴⁾ 招聘当初は審計処顧問であったがその才
能から様々な場面で活躍するようになり、特に1919年の司法部顧問就任以降は法典
⁽¹⁵⁾

⁽¹²⁾ 『支那法』文獻目録40頁。

⁽¹³⁾ PadouxについてはChalanthorn Kidthang, *Georges Padoux: le Code pénal du Royaume de Siam (1908) et la société thaïe*, Mémoire d'études françaises, Diplôme de Maîtrise, Université Silpakorn, 2004及びKanaphon Chanhom, *Codification in Thailand during the 19th and 20th Centuries: a study of the causes, process and consequences of drafting the penal code of 1908*, Doctoral Dissertation, University of Washington, 2010, pp.147–151参照。履歴についてはCarroll Lunt, *The China Who's Who 1927 (Foreign)*, Shanghai: printed by Union Printing & service agency, 1927, p.196、また⁽¹⁴⁾ *Qui êtes-vous? : annuaire des contemporains notices biographiques*, Paris: C. Delagrave [etc.], 1924, pp.583–584参照。ちなみにPadouxは夏目漱石、宮武外骨と同年同月生まれである。タイでの法典編纂活動とPadouxの関わりについては香川孝三『政尾藤吉伝』(信山社・2002) 141–177頁参照。中国語で発表された彼の著作は王健『西法东漸』(中国政法大学出版社・2001) に集められている。何勤华『中国法学史』(法律出版社・2006) 第3卷719–720頁に以上の文献をまとめた形で解説がある。

⁽¹⁴⁾ 「Mazot, Henri 马肃 马佐、亨利 法国银行家。1913年袁世凯与五国银行团缔结善后借款后、他以银行家的资格被派为中国政府市计处顾问、后为五国银行团法国代表、东方汇理银行经理」(中国社会科学院近代史研究所翻译室『近代以来外国人名辞典』(中国社会科学出版社・1981) 322頁)

⁽¹⁵⁾ 以上、中央研究院近代史研究所檔案館所藏外交檔、03-20-012-02-003, 005, 006, 008, 011, 012, 03-01-022-02-010, 011参照。特に民国2年時の檔案は善後大借款関連の檔案の中に保存されており、Henri Mazotからの流れによる、善後借款がらみの人事であった可能性が推定される。

編纂へも深く関与することとなる。

その仕事の必要上からか個人的興味からかはわからないが、Padouxは後に近代中国法の欧米語訳の一覧⁽¹⁶⁾を作成しており、管見の限りでは最も完備された一覧とすることができる。こうした近代中国法の欧米語訳については先に述べた通りこれまであまり関心が払われてこなかったが、昨今ようやく初歩的な整理が行われるに至っている⁽¹⁷⁾。以下ではこれらの一覧を足掛かりに、北洋政府時期の翻訳作業について概観することとしたい。現存する北洋政府時期法令の欧米語訳書籍は【資料1】にまとめたので参照頂きたい。勿論雑誌上でも多くの翻訳が発表されていたわけであるが、それらを含めるとあまりに膨大となるため、ひとまず書籍に限って検討を行うこととしたい。⁽¹⁸⁾

さて、清朝末期に展開した近代的法典編纂運動を承ける形で、民国に入ってから法典編纂に関する機関は継続して設置されている。1912年7月には法典編纂会が法制局に附設され、法制局長が会長を兼任する形で民・商・民訴・刑訴法の編纂を担う機関とされた。これを継承する形で1914年には法律編査会が設けられ、同年1月⁽¹⁹⁾に法律編査会規則が公布され、同5月14日に改正されている。

この法律編査会時代からに既に各法典の欧米語訳が数点散見される。公式の出版ではないのかもしれないが、例えばT. T. Yuen (未詳) と陸守経⁽²⁰⁾の手による暫行新刑律の英訳は早期のものの中でも特筆されよう。陸本人は1915年1月に司法部入り

⁽¹⁶⁾ Georges Padoux, List of English and French translations of modern Chinese laws and regulations, in: *The Chinese Social and Political Science Review*, vol.19, no.2, 1936.

⁽¹⁷⁾ 蒋尧「中国社会科学院法学研究所图书馆馆藏特色西文旧书概览」(法律文献信息与研究2005年第3期、後に修正の上同「论西文法律文献在中国的传播」)として渠涛主编「中外法律文献研究(第一卷)」(北京大学出版社・2005)に収録)を参照。

⁽¹⁸⁾ 例えば清朝末期から定期的に法令の英訳が掲載された媒体として*The China Year Book*がある。North-China Daily Newsの前編集者H. T. Montague Bell、さらに*Peking and Tientsin Times*編集者としてH. G. W. Woodheadが編者名に掲げられている。同書は中国全般についての最新知識の提供を目的に掲げるものであり、その一端として英訳の法令情報が提供されているわけである。同書における英訳は原語(中国語)での法令名や条文本体を掲載しておらず、どの法令に該当するのかわからない場合には別途調査が必要になるが、少なくとも年鑑という形で幾許かの法令の英訳が定期的に提供されていたことになる。London: George Routledge & Sons, Limited 及びNew York: E. P. Dutton & Co.からの刊行であり、少なくとも両都市では入手可能であったであろうし、日本国内においても複数の所蔵先を確認できる。

⁽¹⁹⁾ 楊幼炯『近代中國立法史』(商務印書館・1936)101、325頁参照。

⁽²⁰⁾ 「陸守経(達權) Lu Shou-ching (Ta-chuan) 江蘇省青浦人。一八八五年生。米國ウィスコンシン大学卒業。上海商務印書館編輯、申報館編輯、司法部主事、厦門鼓浪嶼會審公堂委員、上海地方審判廳次長、松滬護軍使署秘書長、交通部駐滬電料處長、交通部秘書、參事上行走、軍政部僉事等に歴任。現在は北平に辯護士を開業す」(外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』(東亞同文會・1937、以下『人名鑑』と略)559頁)。他に履歴を伝える資料として*Who's Who in China* (中國名人錄), 3rd Edition, Shanghai: The China Weekly Review, 1925, pp.577-578を参照。

しており、半ば公的な立場からの翻訳成果の公表であったのかもしれない。

本格的な欧米語への翻訳作業は1917年から動き出すようである。同年9月26日には繙譯法律会会則が公布され、⁽²¹⁾ 法院編制法、民律総則・物権・債権、民事訴訟律、刑事訴訟律、商人通例、公司条例、商事公断处章程、破産律、強制執行律、その他についての英仏語への翻訳が試みられた。会長を司法総長、副会長を法律編査会会長が兼任し、訳員は法律編査会訳員及び本部（司法部）職員から選ばれ、訳文の点検を行う審定員には大理院推事、法律編査会副会長及び編査員、司法部参事司長があたる体制が整備されている。成立時点での会長即ち司法総長は林長民であったが、それ以前から江庸が司法次長乃至総長として長らく在籍しており、この計画にも関与していたのではと推測される。⁽²²⁾

会則に翻訳対象となる法規が明記される形が採られているが、そこに列举された法典は、当時既に完成していたかもしくは起草中の基本法典、さらには西洋列強の関心の中心でもあった裁判制度に関わる法典を網羅するものであった。これらはいずれも基本法典及び裁判制度の充実への努力を“宣伝”するに必要不可欠なものが選択されているものとみることができよう。

興味深いのは当初期限を切った翻訳計画とされていたことであり、同会則では翻訳を1918年2月までに脱稿し、同5月までの点検終了を規定していた。ただこの約8か月という期間ではさすがに厳しかったのか、5月20日には会則が改正され、⁽²³⁾ 翻訳の期限が撤廃されつつも、点検については3か月以内に終わることが規定されて

(21) 『司法公報』第83期（1917年10月31日）45-46頁参照。ちなみに前掲蔣蓀「论西文法律文献在我国的传播」が「鮮為人知的是、北洋政府在颁布新法律的同时、司法部审议法律会也对其做了部分译印」と紹介しているが、この「市议法律会」は「繙譯法律會」のことなのか、関係は不明である。

(22) 「江庸（翊雲）Chiang Yung (I-yun) 福建省長汀縣人。一八七七年生。江瀚の子。一九〇七年早稻田大學政治經濟科卒業。歸國後前清直隸總督袁世凱の知遇を受け北洋法政學堂教習、學部参事、法律館協修、大理院判書等に歴任す。第一革命後の南北平和會議に際し北方代表唐紹儀の随員たり。一九一二年任北京法政專門學校長。同年任京師高等審判廳長。一九一三年任司法部次長。一九一六年任司法總長代理。同年辭任。一九一七年李經羲内閣に入り司法總長代理となれるも間も無く辭任。同年段祺瑞内閣に入り司法總長となり王士珍内閣に留任し支那教育會長を兼ね。一九一八年辭任し留日支那學生監督となり渡日せるも一九一九年辭任歸國。一九二〇年任修訂法律館總裁。一九二一年兼任法權研究會總長。同年兼任を辭す。一九二三年修訂法律館總裁を辭して以來官界を退き同年北京に週刊雜誌『法律公論』を創刊し自ら編纂長として法律の普遍化に努む。一九二五年任東方文化事業總委員會支那側委員。一九二八年張作霖北京撤退後北京慈善聯合救濟會（後に北京臨時治安維持會と改む）の一員として治安の維持に参劃す。後一時上海に在りて辯護士を開業したるが一九三一年北平に歸り朝陽學院々長となる」（『人名鑑』163頁）。

(23) 『司法公報』第91期（1918年6月30日）110-111頁。なおこれに先んじて1917年10月18日にも些少な改正が行われている。『司法公報』第84期（1917年11月30日）95頁を参照。

いる。

人員については、司法部自身各国の司法行政制度及び司法法規の編訳を目的に1914年10月に司法部編訳処を設置⁽²⁴⁾しており、法律編査会自体も設立当初から欧米日の法制に関する調査を行っていることから、欧米各国語に通じた人材は少ないながらも確保できていたものと思われる。

翻訳は間延びせずに進められたようで、程なく1918年9月30日の『司法公報』第94期から翻訳書籍の広告が掲載され、そこには現行刑律(英)、高等以下各級審判行試辦章程(英・仏)、法院編制法(英・仏)、公司条例(英)の書名が掲げられている。翌1919年3月31日の『司法公報』第102期の広告ではさらに商人通例(英)、商事公斷処章程(英)が追加されていることから、順調に成果が公表されていたことも確認できる。

【資料1】のうち、特にIIにおいて、上記計画に対応した書籍を見つけることができる。販売については司法公報発行所・司法部訴訟印紙発売処・琉璃廠公慎書局となっているが、外国でも出版・販売されたようであり、先に述べたPadouxはその一覧において外国での書誌情報を掲載している。

その後この翻訳作業の流れの中に強力な人材が加入することになる。鄭天錫(1884-1970)⁽²⁶⁾ その人であり、その字「弗定」にちなみF. T. Chengと表記される。彼は約10年にも及ぶイギリス留学の結果ロンドン大学で博士号を取得し、帰国して香港で弁護士を開業していたところをその語学・法学の才能を見込まれて北京に召集された人物である。

北京での生活について鄭はその自伝で招聘条件が冷遇とも言えるものであったが特には気にしなかったこと、当時の司法界が日本留学経験者ばかりで直接西欧で法

(24) 「司法部編譯處規程(附飭文)」(『司法公報』第3年第1號(1914年10月31日)法令2-4頁) 参照。飭文自体の日付は10月2日となっている。

(25) 「法律編査會第一年成績報告」(『司法公報』第28期(1915年1月31日)別錄1-3頁) 参照。

(26) 鄭天錫(弗定) Cheng Tien-hsi (Fu-ting, Dr. F. T. Chen) 廣東省香山縣人。一八八四年生。英國倫敦大學卒業(法學博士)。一九一七年歸國し香港に於て辯護士を開業す。同年末北京に赴き一九一八年任法律編纂委員會編纂主任。一九一九年任大理院判事。一九二〇年任司法試驗常任試驗委員。一九二一年任華盛頓會議支那代表團專門委員。其後關稅特別會議支那專門委員、法權調查委員會籌備處長、國際法權委員會代表代理、國務院商標局法律顧問等に歴任し、一九二八年任上海東吳大學法學院教授。一九三一年末國民政府改組するや任司法行政部常務次長。一九三二年同政務次長に轉ず。一九三四年司法行政部政務次長を辭し、一九三五年任外交部顧問、一九三六年王寵惠の後を繼ぎて任海牙國際司法裁判所判事。著書『行為能力に關する國際私法』(英文) 其他支那法律書の英譯多し(『人名鑑』409-410頁)。他に『博士考』167-168頁、楊孔鑫「追念鄭天錫先生」(傳記文學18-1・1971)、高君湘「悼念鄭天錫大使」(傳記文學20-1・1972) など参照。

学教育を受けた人材が火急に必要とされていたことを振り返り、様々な中華民國の法典の翻訳を通じ、それが自身中国法を学ぶ機会にもなったと述懐している。⁽²⁷⁾

当時大量に出現した日本留学経験者、乃至は各地の法政学堂等で日本人教習から法学を速成で学習した人材が清朝や中華民國の近代化に大きな役割を果たしたことは確かであるが、他方でそれらが“派閥化”し、鄭天錫のような西洋留学組の活躍を阻む形になっていたという言わば“負”の側面は、これまであまり言及されなかったが、今後中国近代法史を考える上で大変興味深い要素と言うことができる。

鄭天錫の翻訳であることが明記されているものについて【資料1】Ⅲに掲げておいたが、彼は自伝においてはそれよりも多くの種類の翻訳を手がけたとしている。訳者名を掲げずに出版されたものもあったであろうし、未だ所在が確認できていないものもあるが、ともかくも翻訳者としては勿体ない程の優秀な人材を得て、翻訳活動はさらに進んでゆくこととなったのである。

さて法律編査会は1918年に修訂法律館と名を改め、同年7月13日公布の修訂法律館条例によりその活動を改めて開始する形になる。董康・王寵惠を総裁、羅文幹を副総裁とし、さらには加えて陸鴻儀⁽²⁸⁾を副総裁、石志泉⁽²⁹⁾を總纂とする重厚な布陣が採られた。時の大總統は馮國璋、國務總理は段祺瑞であったが、19日には早くも董康・王寵惠・羅文幹に姚震を加えた四人が馮國璋に法典編纂の重要性を訴えに行っている。旧来の法律編査会からの改組による経費の増加は当初から問題になっていたようであり、中にはその廃止を求める声すらあったようである。しかしながら徐世昌大總統・錢能訓國務總理の体制に代わってからも修訂法律館の活動は順調に続いており、1919年には王寵惠の尽力により刑法第二次修正案が策定されるに至って⁽³⁰⁾いる。⁽³²⁾

⁽²⁷⁾ F. T. Cheng, *East and West: episodes in a sixty years' journey*, London: Hutchinson, 1951. 特に136-137頁参照。袁道豐「與海外耆宿 鄭天錫博士話生平」(東方雜誌(復刊) 3-4、5・1969)にもほぼ同内容の紹介がある。

⁽²⁸⁾ 「陸鴻儀(棟成) Lu Hung-i (Ti-cheng) 江蘇省吳縣人。一八八四年生。進士。翰林院編修、國史館協修、法制局參事、大理院推事、修訂法律館副總裁に歴任。其後上海にて辯護士を開業す」(『人名鑑』558頁)。

⁽²⁹⁾ 「石志泉(有儒) Shih Chih-chuan (Yu-ju) 湖北省孝感縣人、一八八七年生。東京帝國大學法学部卒業。北京政府司法部編纂、奉天高等審判廳推事、大理院推事、修訂法律館總纂、同副總裁、治外法權調查委員會專門委員、司法次長、國立北京法政大學教務長、國立北平大學法學院長等に歴任。其後司法行政部次長たりしが現に北平大學教授」(『人名鑑』269頁)。

⁽³⁰⁾ 「十九日之公府消息」(『申報』1918年7月23日(16319号) 6面) 参照。

⁽³¹⁾ 「司法界兩消息 法律館經費問題」(『申報』1918年8月1日(16328号) 7面)、「黃家驊請裁冗機關」(『申報』1919年1月21日(16500号) 6面) 参照。

1919年には外国人顧問も充実する。先に述べたPadouxが司法部顧問として迎えられ、さらに日本人顧問の板倉松太郎(1868-1940)・岩田一郎(1868-1923)が同年5月より中華民国へと渡っており、その招聘理由については司法講習所において⁽³³⁾検察・裁判実務を講習するためと報じられている。その後直皖の役(安直戦争)の⁽³⁴⁾結果、安徽派の段祺瑞が下野した後は董康が司法総長に転じ(1920年8月11日～)、江庸が修訂法律館の総裁として迎えらるるに至る。1920年11月には法権討論委員会⁽³⁵⁾条例が公布され、治外法権撤廃へ向けての体制も整えられた。1921年7月には民事訴訟法草案が完成、同年9月から東省特別区域法院内での施行を迎えることとなった。これは翌1922年に民事訴訟条例と改名され、同年7月1日より全国へと施行されるに至るものである。⁽³⁶⁾

こうした中で法典編纂をめぐる状況に大きな影響を与える出来事が起こる。1921年11月からのワシントン会議の開催である。この会議にあっては別途王寵惠の奔走により、治外法権撤廃へ向けた交渉が粘り強く行われていた。その努力が実り、列強から撤廃へ向けての一定の対応を引き出すに至ったものの、しかしその好機にあって司法関連予算の目途が立たないでは如何ともしがたい、とのことから董康が⁽³⁷⁾辞意を表明するに至ったことが報じられている。

Padouxとならんで著名なフランス人法律顧問Jean Escarra (1885-1955)⁽³⁸⁾ が着任

(32) 謝振民『中華民国立法史』(正中書局・1937)1090頁、「京華短簡」(『申報』1919年3月11日(16542号)6面)参照。

(33) 拙稿「清末民国時期法制関係日本人顧問に関する基礎情報」(法史学研究会会報12・2008)及び「清末民国時期法制関係日本人顧問に関する基礎情報・補遺」(東洋法制史研究会通信21・2012)を参照。

(34) 「外交界臬聞」(『申報』1919年4月28日(16590号)6面)に「法部爲司法講習所課程計聘日本教員二名一爲板倉松太郎曾充日本大審院檢事一爲^{岩田}岩田一郎曾充日本大審院判事聞不久來京分任檢察實務與審判實務」と報じられている。

(35) 『司法公報』第127期(1920年11月30日)10-11頁参照。

(36) 前掲謝振民『中華民国立法史』1221頁。

(37) 「國內要聞二 北京一片鬧窮聲」(『申報』1921年12月1日(17522号)10面)参照。

(38) Escarraの生平については既に先行研究に詳しいので基本的にはそれらに譲りたい。履歴としてH. Temerson, Escarra (Jean), in: J. Balteau et Michel Prévost, *Dictionnaire de biographie Française*, Paris: Letouzey et Ané, 1968, pp.1418-1419, Béatrice et Michel Wattel, *Qui était qui XXe siècle : dictionnaire biographique des Français disparu ayant marqué le XXe siècle*, 2^e édition, Levallois-Perret: J. Lafitte, 2005, p.734を参照。先行研究に李錫激「一代漢學家與中國法巨擘: 約翰・艾斯卡拉」(法制史研究[台湾]1・2000)、蔣雋「民国法制側影——《中国法》及其作者讓・埃斯卡拉」(法史学刊1・2007)、何勤華「中国法史学」(法律出版社・2006)第3巻726-728頁がある。Escarraは世代的には穂積重遠の二歳下、末弘厳太郎の三歳上になる。その来華の経緯について李錫激はPadouxの推薦によるものではないかと推測しているが、何勤華著では李の論文を引きながら、Padouxの推薦によるものと断言している。新たな資料を得てその事実を断言したのかどうか、何著の記述では不明である。ちなみに兄Édouard Escarra (1880-1973)は同様に法

したのはこの時点であった。滞在期間については、H. Temersonの記述によれば1921年11月11日から1939年8月31日まで中華民国顧問、北京に在住したのは1921年から1928年までとされており、さらに1933、1934、1938年に種々の任務を担当したとある。

1921年の来華についてはEscarra本人が主著*Le droit chinois*において「…その委員会〔筆者註：1918年成立の修訂法律館〕は、技術的顧問としてシャム政府の舊顧問である全權公使パドゥ氏と二人の日本人即ち板倉松太郎及岩田新を附加した。此の最後の二人の出發に際して、即ち一九二一年に、當時グルノーブル法科大學の教授であつた本書の著者がその委員会の仕事に協力すべく北京に呼ばれた」と回想している。確かに当時日本人顧問の板倉松太郎と岩田一郎がいたが、岩田は任期満了に伴い1922年3月2日に、板倉は奉直戦争の勃発直前に命辛々北京を脱出して任期満了目前の同年4月26日帰国している。岩田は1921年5月に当初の2年契約を一年延長しており、1922年までの任期があつたが、前年の段階でそれ以上の延長の可能性はなくなっていたのかもしれない。

奉直戦争の勃発により混迷が深まる中、状況はさらに悪化する。ワシントン会議から帰国した王寵惠や羅文幹、董康を始め主だった司法界の重鎮が、1922年5月に至ってこぞって抗議の総辞職を表明するに至つたのである。その後黎元洪が大總統に就任（1922年6月11日～）するも事態は好転せず、特に翌1923年1月より就任した司法総長・程克は当時司法界からは相当に問題視されていたようで、直後1月18

学者で1905年にはリール（Lille）大学法学部において講師を務めるが、1908年にはその職を辞してクレディ・リヨネ（Crédit lyonnais）銀行に入行、爾来要職を重ねて総裁にまで登り詰めている。

(39) 仏文原書でも「岩田新Iwata Shin」（109頁）とされているが、岩田一郎の誤りである。ちなみに民法学者の岩田新（いわた あらた）は中華民国とは特に関係がない。岩田博士追悼録出版事業委員会『岩田新先生を偲びて』（岩田会・1966）参照。

(40) 『支那法』126頁参照。

(41) 「岩田博士歸る」（東京朝日新聞1922年3月4日朝刊6面）に「支那政府の法律顧問として北京滞在中であつた大審院判事岩田一郎博士は任期満ち二日夕歸京した、同く大審院檢事板倉松太郎博士は満期が四月の爲め未だ居残つてゐる」と報じられている。

(42) 「戦機を遷延して北伐を待つ奉天軍」（大阪朝日新聞1922年4月27日夕刊1面）中「對峙中の奉直軍 板倉博士談」との小見出しで「支那總統府顧問大審院檢事板倉松太郎博士は去る二十三日の眞夜中頃由財政部次長から『奉直兩軍は愈々明二十四日開戦しさうだから今の内に避難した方が良からう』との急報に接し行李もソコソコに命カラガラ同夜直に夫人と共に北京を引揚げ、天津まで同次長に送られて満鮮經由二十六日關釜聯絡船で下關に着、直に急行列車にて歸京した…因に支那財政部の窮乏は最近に至って最も甚だしく同博士の如きも未だ四箇月分の給料の支拂を受けず其儘引揚げて來た」と伝えられている。上記引用の省略部分には板倉による奉直戦争の状況分析が述べられている。

(43) 「京司法界總辭職呈」（『申報』1922年5月17日（17682号）7面）参照。

(44) 「程克（仲漁）Cheng Ko（Chung-yu）河南省開封縣人。一八七八年生。河南大學堂に學び後日

日には修訂法律館における全体大会において程克に対する警告書が決議され、司法予算の早期の支出、法律専門家以外の人材の勝手な登用の禁止、現任司法官への勝手な異動命令の禁止が要求されるに至っている⁽⁴⁵⁾。

この中で事態を決定的に悪化させたのが羅文幹の逮捕である。その経緯やその後の展開については既に当事者の述懐に詳しいが、特に問題となったのは、この事件が程克による司法への干渉であるとして憤激した江庸が1923年1月に修訂法律館総裁の辞職を表明するに至ったことである。程克の干渉へは司法界からも囂々たる非難の声が上がり、東三省特別区域法院は職員の罷工・解散の構えを見せて強烈な抗議を行い、各地の高等・地方審検庁もそれぞれに強烈な批判を浴びせている⁽⁴⁶⁾。後に攻撃の先鋒であった東省特別区域高等審判庁長の李家鏊、湖北高等審判庁長の林榮がともに程克によってその職を追われることとなり、東省特別区域法院についてはそのほとんどが辞職するに至っている⁽⁴⁷⁾。その後黎元洪が辞任に追い込まれ、曹錕が所謂「賄選」により大總統に就任する中、修訂法律館発足当時からの人員であった陸鴻儀と石志泉も程克との意見の相違から同年10月に合わせて辞職している。折から民法債權編の起草を担当していた朱學曾につき、その作業完成を待つてからの異

本東京帝國大學法科卒業。日本留學中中國同盟會に入り歸國後天津に革命結社を組織し清朝顛覆を企て逮捕されたるも國務總理趙秉鈞の盡力に依り釋放せらる。一九一二年任内務部參事會議事務局長、總統府諮議局長。一九一三年西藏より參議院議員に選出さる。一九一四年陝西省漢中道尹に任ぜられ阿片栽培に反對す。一九一五年任副都統阿爾泰辦事長官。一九一九年末辭職。一九二二年河南督軍馮玉祥と結び軍務を整理す。一九二三年馮の推薦により任張紹曾内閣司法總長。次で高凌霄の攝政内閣に留任し修訂法律館總裁を兼ね。一九二四年任孫寶琦内閣内務部總長。同年顏惠慶内閣成立するや辭職。其後天津に隱棲せるが後天津市長となりしも一九三五年辭任。一九三六年四月死去す」(『人名鑑』403頁)。東京帝國大學法科卒業とあるが、『申報』では「程克非法律學校出身、(聞程克係在日本東京學造紙六個月、並未畢業)」と報道されている(『法律館人員總辭職』(『申報』1923年10月29日(18203号)4面))。

⁽⁴⁵⁾ 「京司法界警告程克三事」(『申報』1923年1月18日(17927号)4面)参照。

⁽⁴⁶⁾ 胡宝麟「岁文干签订奥款展期合同案」(『文史资料存稿述编 晚清・北洋(下)』(中国文史出版社・2002)所収)参照。

⁽⁴⁷⁾ 「江庸因羅案辭職」(『申報』1923年1月22日(17931号)4面)参照。

⁽⁴⁸⁾ 「司法界對羅案之怒潮」(『申報』1923年2月4日(17944号)6面)参照。

⁽⁴⁹⁾ 顛末は「東省法院反對羅案再議」(『申報』1923年2月21日(17954号)11面)、「公電」(『申報』1923年3月13日(17974号)4面)、「東省特別法院全體辭職」(『申報』1923年3月15日(17976号)7面)、「司法部更調三省法官無效力」(『申報』1923年3月16日(17977号)7面)、「東省特別法院全體續電辭職」(『申報』1923年3月19日(17980号)7面)、「東省特區法院來函」(『申報』1923年3月25日(17986号)11面)、「程克正已接特區法院說」(『申報』1923年4月6日(17998号)7面)、「東省特區法院第二批更動 舊推事僅存三人 朱樹聲已經赴京」(『申報』1923年4月27日(18019号)7面)のように刻々と報じられている。なお東省特別區域法院については設立法令として「東省特別區域法院編制條例」(『司法公報』第127号(1920年11月30日)3-4頁、簡単な紹介に「記東省特別法院」(『申報』1921年2月27日(17245号)7面)、「東省特別法院之現状」(『申報』1921年12月30日(17552号)7面)がある。李家鏊、林榮の履歴についてはそれぞれ徐友春主編『民国人物大辭典 増訂版』(河北人民出版社・2007)上515、801頁参照。

⁽⁵⁰⁾ 「朱學曾 字文伯、年三十六歲、貴州平越縣人、舉人、日本中央大學畢業、内閣中書、農工商部

動とされていたところへ、突如潘元孜⁽⁵¹⁾が着任し朱の離任への圧力がかけられたことがその理由であり、法典編纂作業を蔑ろにするもので到底受け入れられないとしての抗議の辞職であった。⁽⁵²⁾

その結果程克は1923年10月に修訂法律館総裁の職を自ら兼任するに至り、馬德潤⁽⁵³⁾・蔡寅⁽⁵⁴⁾を副総裁に任命するが、その下ではとても仕事ができないということで鄭天錫⁽⁵⁵⁾や顧問の余紹宋までも辞職してしまうことになる。⁽⁵⁶⁾11月にはさらに一挙12名の職員が辞職し、程克が完全に修訂法律館を把握するに至るが、程は1924年1月孫寶琦内閣の成立とともに内務総長に就任し修訂法律館総裁の職を馬德潤⁽⁵⁷⁾に譲ることとなる。⁽⁵⁸⁾

この激動の1923年に江庸は『申報』50周年の記念に寄せてかの有名な論考「五十年來中國之法制」（『最近之五十年』（申報館・1923）所収）を発表して自身も深く携わった清朝末期以来の法制改革を回顧するとともに、辞職後には民国期を代表する法律雑誌の一つ『法律評論』を創刊することとなる。その胸中は察するに余りあると言えよう。その後程克は顔惠慶内閣発足時に下野、そして第二次奉直戦争の結果曹錕が失脚し段祺瑞臨時執政のもと許世英内閣が成立するに及んで馬德潤も総裁職を辞し、修訂法律館は1924年12月章士釗⁽⁶⁰⁾を総裁、石志泉・應時⁽⁶¹⁾を副総裁とする体制

七品小京官、京師高等審判廳推事、民庭庭長、大理院推事」（『最近官紳履歷錄 第一集』（北京敎文社・1920）28頁）。

(51) 「潘元孜 字安素、廣東南海人、1876年（清光緒二年）生。清⁽⁵⁹⁾貢生。後赴日本留學、入法政速成科。畢業後回國、歷任法部員外郎、參事廳參事、承政廳參事、修訂法律館諮議官、編查處總核、憲政籌備處總核及提調、校訂法律處分樣及總辦編纂法規事宜、北京政府司法部僉事。1920年9月、任司法部刑事司司長。1922年6月、任財政部公債司司長。1934年12月、任國民政府司法行政部秘書、司法行政部總務司第一科科長」（前掲徐友春主編『民國人物大辭典 增訂版』下2544頁）。

(52) 「法律館總副裁聯合辭職」（『申報』1923年10月24日（18198号）6面）参照。

(53) 「馬德潤（海饒）Ma Te-jun (Hai-jao) 湖北省棗陽縣人。一八八二年生。獨逸柏林大學（法學博士）に學ぶ。法律館專任協修、外務部主事、憲政編查館課員、法制院主任科員、司法部參事。京師地方審判廳々長、平政院評事、修訂法律館總裁、國立北平大學法學院講師等に歴任」（『人名鑑』445頁）。他に『博士考』321-322頁も参照。

(54) 「蔡寅 Tsai Yin 江蘇省吳江縣人。修訂法律館副總裁、國民政府司法部參事に歴任」（『人名鑑』190頁）。

(55) 「公電 北京通電」（『申報』1923年10月25日（18199号）6面）参照。

(56) 「法律館人員總辭職」（『申報』1923年10月29日（18203号）4面）参照。同記事では「馬蔡與程皆有相當交誼」として馬德潤・蔡寅の修訂法律館副總裁への就任が縁故による人事であったことを窺わせている。

(57) 「修訂法律館員全部更動 完全程系」（『申報』1923年11月10日（18215号）7面）参照。

(58) 「公電 北京通電二」（『申報』1924年1月12日（18277号）7面）参照。

(59) なお「法律評論」の創刊号には「本社緊要啓事」として「本社原名法律週刊、現因此名經人採用、特更今名以免混淆、擬定購本週刊者、幸乞注意」とある。一週間遅れで創刊された雑誌『法律週刊』冒頭には馬德潤が創刊の辞を寄せており、何かしら因縁めいたものが感じられる。

(60) 履歷については『人名鑑』244頁参照。

(61) 履歷については『人名鑑』58頁、他に『博士考』281頁も参照。

となった。

以上に見る通り、Escarra着任後修訂法律館は政治の荒波に揉まれ大混乱を来していた。このような状況の中で思うような仕事をこなすことは困難であったかもしれないが、彼を含め、法典の欧米語訳作業は継続されている。【資料1】のIVに示した通り、激動の1923、24年においても、法権討論委員会の名義で多くの法典・判例の翻訳が刊行されている。⁽⁶²⁾1923年4月段階において法権討論委員会は、法典の翻訳その他の準備が整っていないことから各国の調査団の受け入れ延期を余儀なくされていたが、そのためにも集中的に翻訳を進める必要があり、また実際に行われていたわけである。

その翻訳の中にはEscarraの関与が認められるものが確認できる。Escarraの著作目録としては雑誌*T'oung Pao*掲載の彼の追悼記事に付されたもの⁽⁶⁴⁾が知られているが、遺漏も多く、また書誌情報の表記が不完全で原典に辿り着けないものも多いため、筆者において補訂したものを【資料2】として掲げておく。

追悼記事の目録にはEscarraの手による中華民国法の翻訳として数点が挙げられている。書誌情報が不完全であり俄かに確定できないが、例えば票據法艸案の翻訳（[10] 参照）は、その前文が後にEscarraが発表した票據法本体の仏語訳の前文と同一の文章を含んでおり、艸案の翻訳に手を加えて発表したものと推定されることからEscarraの訳業である可能性がかなり高い。【資料2】に挙げられたその他の訳業について、該当すると思われる書籍にはいずれもEscarraの訳業であることは明記されていないが、概ね同様に彼の手になる可能性は一定程度存在するものとしてよいだろう。

他方『大理院判例要旨滙覽』の仏訳のようにEscarraが直接名前を挙げているものもある。同書の翻訳を手伝った劉鎮中⁽⁶⁵⁾・呉昆吾⁽⁶⁶⁾・梁仁傑⁽⁶⁷⁾・胡文炳⁽⁶⁸⁾・陳和銑⁽⁶⁹⁾のうち前

⁽⁶²⁾ 欧米語訳という性格から欧米の図書館等の諸機関に所蔵が多いが、日本国内では京都大学法学部図書館に法権討論委員会からの直接の寄贈分、また織田萬の寄贈分を合わせてほぼ全ての版本を確認できるほか、東京大学法学部図書館の小野塚文庫にもまとまって所蔵されている。

⁽⁶³⁾ 「各國考察司法員來華有期」（『申報』1923年4月2日（17994号）7面）に「…嗣因我國譯印各種法律、尚未準備完竣、故去歲曾由外部向各國交涉、請將調查司法委員來華之期、展緩一年、今限期將屆、本會關於各項法令之譯刊、業將就緒、而收回法權、關係重大、不容再緩…」と報じられている。

⁽⁶⁴⁾ (Necrology) Jean Escarra (1885-1955), in: *T'oung Pao*, Second Series, vol. 44, livr. 1/3, 1956, pp.304-310を参照。

⁽⁶⁵⁾ 「劉鎮中（谷畚）Liu Chen-chung (Ku-an) 福建省閩侯縣人。一八八五年生。佛國巴里大學法學博士。國立中央大學法學院法律學系副教授を経て任國民政府司法行政部參事」（『人名鑑』577頁）。

三者は先に述べた修訂法律館での12名の大量退職時に辞職しており、それは丁度この訳業時に当たっていたものと推定される。五人はいずれもパリ大学乃至ジュネーブ大学で博士号を取得しており、フランス語・フランス法の双方に長けた人材として、またEscarraの仕事相手として適任とされていたのであろう。

訳業の結果はいずれも治外法権撤廃運動の絡みで刊行されたものであることが窺われる。特に1925年以降、治外法権撤廃を巡る列強の議論が動き出す中で、翻訳は重要な局面を迎えることになる。司法部はさらに1925年10月に編訳法律会規則を公布し、⁽⁷⁰⁾ 翻訳業務に関わる新たな会を設けて事に当たらせ、またこれまで法権討論委員会において翻訳した主要法規の英仏訳についてこれをようやく来華した各国調査団に送り参考とした。⁽⁷¹⁾ 1926年にはさらに梁望立が、鄭天錫が訳さなかった部分についての大理院判例要旨の英訳を手がけたことが報じられ、⁽⁷²⁾ また鄭希陶がかのNorwood F. Allman⁽⁷³⁾ とともに『中国商業法令』（商務印書館・1926）を関係法令の英訳

他に『博士考』282頁も参照。

⁽⁶⁶⁾ 「吳昆吾 Wu Kun-wu 四川省銅梁縣人。一八八八年生。瑞西ジュネーブ大學卒業（法學博士）。一九一二年任北京政府法政局秘書。一九一四年任北京政府司法部僉事。一九一九年任在瑞西公使館秘書。一九二〇年任華商會議支那代表部專門委員。一九二一年任北京政府法制局參事。一九二五年特命全權公使を以て待遇せらる。一九二六年任北京政府外交部政務司長兼北京市政公所河川工程局長。一九二七年任北京政府法權討論委員會副委員長。北京政府倒壊後國民政府に入り外交部條約委員會專任委員たり。一九三〇年任國民政府司法院參事。著書『條約論』、『不平等條約概論』」（『人名鑑』148頁）。他に『博士考』339頁も参照。

⁽⁶⁷⁾ 「梁仁傑（雲山）Liang Jen-chieh (Yun-shan) 江蘇省臨川縣人。佛國巴里大學卒業（法學博士）國立北京大學教授、北京大理院判事、上海共同租界臨時法院刑事部長、國民政府最高法院判事、國立中央大學法學院副教授、江西高等法院主席檢察官等を経て任江西高等法院長」（『人名鑑』1589頁）。他に『博士考』196-197頁も参照。

⁽⁶⁸⁾ 「胡文炳 Hu Wen-ping 江蘇省上海人。一八九六年生。佛國巴里大學法學博士。國民政府外交部科員及科長、國立中央大學法學院法律學系副教授に歴任」（『人名鑑』133頁）。他に『博士考』200頁も参照。

⁽⁶⁹⁾ 「陳和銑（孟釗）Chen Ho-hsien (Meng-chao) 江西省九江縣人。一八九三年生。佛國巴里大學政治科卒業（法學博士）。在佛中國國民黨に入黨す。歸國後任北京政政大學教授、任北京政治分會顧問。一九二五年任北伐軍總司令部參事。一九二七年南京政府成立後任江西省政府上海駐在代表。次で江蘇省政府政務委員兼司法總長となり武漢合體後任江蘇省政府委員。一九二八年任國民政府法官懲戒委員。一九二九年任江蘇省政府委員兼教育廳長。一九三一年末同政府の改組さるに及び辭職す」（『人名鑑』399頁）。他に『博士考』200頁も参照。

⁽⁷⁰⁾ 「司法公報」第210号（1925年10月31日）61-62頁参照。なお「召集調查司法委員會之籌備」（『申報』1925年9月19日（18878号）10面）において、司法總長楊庶堪から設置が図られたことが報道されている。

⁽⁷¹⁾ 「延期開幕中之法權調查會」（『申報』1925年12月24日（18974号）5面）、また「国内專電二」（『申報』1926年1月13日（18993号）4面）参照。

⁽⁷²⁾ 「英譯大理院判例要旨將出版」（『申報』1926年3月11日（19043号）申報本埠增刊2面）参照。ただ出版される予定と報じられている本が具体的にどの書籍かは不明。

⁽⁷³⁾ 履歷については前掲Carroll Lunt, *The China Who's Who 1927 (Foreign)*, pp.4-5参照。また加藤雄三「租界社会と取引——不動産の取引から」（加藤雄三・大西秀之・佐々木史郎編『東アジア内海世界の交流史』（人文書院・2008）所収）を是非参照されたい。当時活躍した米国人実務法律家については朱志輝『清末民初来华美国法律职业群体研究（1895-1928）』（广东人民出版社・2011）を参照。

として出版したことも報じられている。最終的に調査団の報告書がまとめられる段階では、司法部や法権討論委員会の手による法令の英仏訳が根拠とされたようであることについても報道がなされるに至っていた⁽⁷⁴⁾。

1920年代には欧米の実務家による著書に法典の翻訳が含まれる場合もあった。例えばA. M. Kotenev, *Shanghai : its mixed court and council*, Shanghai: North-China Daily News & Herald, 1925や同, *Shanghai : its municipality and the Chinese*, Shanghai: North-China Daily News & Herald, 1927において北洋政府期の数多くの関連法規への言及があり、またNorwood F. Allman, *Handbook on the protection of trade-marks, patents, copyrights, and trade-names in China*, Shanghai: Kelly & Walsh, 1924でも知財関連を中心に法令の紹介がある。

四 Escarraの訳業とLe droit chinois

南京政府時期に入ると、清朝末期以来の近代的法典編纂活動を総括するかのようになり、基本法典が次々と成立することになる。1928年刑法についてはEscarra本人も膨大な註釈を付した翻訳を作成しており、社会学者として著名な余天休⁽⁷⁶⁾による英訳、後にパリ大学で法学博士を取得することになる陳雄飛⁽⁷⁷⁾による仏訳も刊行されている。同刑法は程なく改正され1935年刑法が公布されるが、これについても続々と欧米語訳が発表されている。

民法についても1929年に総則・物権・債編が、1930年に親属・繼承編がそれぞれ公布されて完成するに至るが、これについても夏晋麟⁽⁷⁸⁾・周福慶⁽⁷⁹⁾による英訳、何崇善⁽⁸⁰⁾

⁽⁷⁴⁾ 「法権會議告一段落」(『申報』1926年9月19日(19235号)9面)参照。

⁽⁷⁵⁾ 履歴については《上海档案志》編纂委員会編『上海档案志』(上海社会科学院出版社・1999)412頁参照。

⁽⁷⁶⁾ 「余天休 Yu Tien-hsiu 廣東省廣州人。一八八七年生。米國留學。北京大學、北京法政學院講師、中國社會學協會會長、北京政府僑務局顧問、西安大學長に歴任。著書『中國之進歩及社會管理』、『教育之社會的目標』(『人名鑑』494頁)。他に『博士考』56-57頁も参照。

⁽⁷⁷⁾ 『博士考』270頁参照。

⁽⁷⁸⁾ 「夏晋麟 (天長) Hsia Chin-lin (Tien-chang) 浙江省寧波人。一八九六年生。上海麥倫兩級中學(メッドハースト・カレッジ)校長、東吳大學及持志學院教授。英國グラスゴー大學、エジンバラ大學(ドクター・オブ・フィロソフィー)卒業。一九二二年歸國後任督辦收回威海衛事宜公署秘書。一九二三年上海南方大學文科主任教授となり傍ら上海商科大学其他の教授を兼ね國際法、外交史及英文學を講ず。一九二七年國民政府外交部秘書となり間も無く辭して任前職。一九二九年京都に於ける第三回太平洋問題調查會に支那代表として出席す。一九三五年任立法院立法委員。著書“Studies in Chinese Diplomatic History” “The Status of Shanghai” etc. “Chinese Civil Code”の譯者の一人(『人名鑑』72頁)。

による仏訳が発表されている。さらには将来の聖職者のために法的知識は必要であり「法の不知は害する (ignorantia iuris nocet)」ということでもあるので、とラテン語訳まで作成されている（以上については【資料1】附を参照されたい）。さしあたり代表的な法典のみに留めるが、これ以外にも雑誌論文として発表されたものも含め、膨大な数の翻訳が作成され、整備された中華民国の六法（憲法を除く）の情報幅広く伝えられるに至っている。

さて、Escarraは1930年代の滞在につき、自著⁽⁸¹⁾*Le droit chinois*の序文において以下のようにその経緯に触れている。

一九三三年六月二十五日より十月二十五日に到る支那滞在中、私は國民政府顧問の職務に並行して二つの果すべき使命を有していた。

その一つは、フランス文部省より引き受けたものであるが、支那の立法並に司法制度の職能研究を目的とした（一九三三年五月十八日省の命令）。

他の一つは、國際聯盟智的協力國際研究所⁽⁸²⁾が私に委託したもので、支那に於ける法律教育及法律科學の現状に關するものであった（一九三三年四月二十一日附該研究所長の書狀）。

上記二者と合意の上にて、私は私の研究の結果を單一の報告に書きとめた。

支那政府は、その費用を以て同對象に關する研究を進めることを私に乞うたので、此の報告は同政府に提出された。私は、確定的に修正するために一九三四年九月四日より十一月十三日まで新たに支那に滞在する利益を有した。

私が今日公にするのは、此の研究である。

加えて中国社会科学院近代史研究所翻译室『近代来华外国人名辞典』（中国社会科

(79) 『上海律師公會會員錄』（[同会]・[1933.1]、東京大学東洋文化研究所図書館蔵）に「籍貫：廣東中山、入会年月：十八年三月、事務所：康腦脫路一三一號夏律師事務所轉」とある（22頁）が、その人であろうか。詳細は不明である。

(80) 履歴を明らかにできなかったが、Jean Escarra, *La codification du droit de la famille et du droit des successions*, Shanghai: Impr. de l'orphelinat de t'ou-sé-wé, 1931にM. Ho Tch'ong-chan何崇善, Secténaire de la Commission de codification civileとの肩書で登場する。

(81) 『支那法』「原著者の序文」1頁。

(82) 成立の経緯について廣部泉「國際連盟知的協力國際委員會の創設と新渡戸稻造」（北大文学研究科紀要121・2007）、設立と中華民国との関係につき齋川貴嗣「國際連盟知的協力國際委員會と中国」（早稲田政治公法研究85・2007）参照。

学出版社・1981)ではさらに「1921年来华、历任北洋政府和国民党政府司法部顾问、一直到1934年。…1941—1942年再度来华、在重庆做联络工作」(128頁)とある。Escarra自身1940年パリ陥落後、ドゴールによりロンドンで組織された自由フランス (France Libre) に参加しており、中華民国重慶政府との交渉に携わった際の来華と推測される。

Escarra自身は法律顧問として引き続き立法作業に携わっていた。彼の着任早々の1922年2月段階で既に、民商法統一論につき幾度もの議論を経つつも最終的には別々に編纂することになり、フランス人顧問の某氏 (Escarraのことと推定される) も北京に到着したので近く編纂に着手されるであろう、と報じられている⁽⁸³⁾。

Escarraにとって民商法統一論は非常に身近かつ自身高い関心を有した主題であった。彼の商法学者としての名声を高めることとなった翻訳の原著者、Cesare Vivanteはこの問題についての代表的な論客であり、1920年代に入って彼が民商法統一論から転向する過程も含めてEscarraが論考を書いている。日本においてもVivanteの民商法統一論は早期から紹介され、またEscarraの論考についても翻訳・紹介が行われていた⁽⁸⁴⁾。

ただ田中耕太郎は中華民国における民商法統一論について自己の論考において3頁に亘る長大な註釈を付して立法状況を紹介し「エスカラは此の統一を批評して、其れが形式的性質の部分的併合に過ぎず、商法の實質的自主性…には觸るる所なきもの」であり「瑞西、シアム及びチュニスの立法の例に倣ったもの」としていることを指摘しつつ「此〔戴傳賢・王寵惠による民商法劃一提案審査報告書〕の論據は近時に於ける商事法發達の趨勢に無關心であり、殊に瑞西債務法の主義に對する論難及び伊太利商法改正の經過、本意見起草の三年前 (一九二五年、大正一四年) に發表せられたヴィワ・ンテの改説を顧慮せざるものである」と切り捨てている⁽⁸⁵⁾。

⁽⁸³⁾ 「京聞拾零」(『申報』1922年2月21日(17597号)7面)参照。

⁽⁸⁴⁾ 青山衆司「ヴィワ・ンテ教授ト其民法商法統一論」(法學新報19-11、20-5、20-6・1909-10)、松本丞治「民商二法統一論」(法學志林12-1、4・1910、のち同『私法論文集』(巖松堂書店・1916)に収録)、Vivanteの転向につき佐藤義雄譯「商法の自主性と改革の諸計畫(ヴィワ・ンテ)」(同志社論叢39・1932)、Jean Escarra, L'outonomie du droit commercial, in: *Studi di diritto commercial in onore di Cesare Vivante*, Volume Primo, Rome: Societa Editrice del «Foro Italiano», 1931の翻訳として大竹緑「エスカラ「商法の自主性」——商法の國際化と強行化の強調」(横浜高商)商學14・1934)がある。

⁽⁸⁵⁾ 田中耕太郎「「民法の商化」と商法の自主性」(『法學協會五十周年記念論文集』第二部(法學協會・1933)所収)、27-29頁(註1)参照。また同論文では民商法統一論によって編纂されたスイス

中華民國における民商法統一論については、「現代立法之新趨勢」に従ったものであることが象徴的に語られてきたため、立法者が（後発の利を生かして、乃至は社会進化論的な恐れから？）ただ最新のものに飛びついたかのような印象が流布しているかもしれない。Escarra自身この問題への意見を求められた可能性があるが、上の批評から見ても、同議論について精通していた彼がただ新しいからという理由でこれを推進したとは考えづらい。

以上に限らず、Escarraはただやみくもに西欧法の最新性・先進性を振りかざしてそれを中国に押し付けるようなことはしていない。それどころかその逆とすら言える態度を採っている。彼が中華民法起草の際に求められた報告書については旧稿で触れたことがあるが、中でも強調されたのが伝統や慣習に依拠しない法というものが全く価値を有さないということであり、他方で皮相な理由で、ましてや「中華思想」的な理由でフランス法を良しとしているわけでもない。⁽⁸⁶⁾

また現状と何ら切り結ばない法についてもEscarraはその価値を否定する。従って彼は法典と伝統の関係、法典と現状の関係、さらには伝統と現状がどのような関係に立つのかについて、自然（或いは当然）その興味関心を向けることとなり、その態度は多くの翻訳作業にも反映している。彼はただ中国語のものを英・仏語に移し替えるだけの仕事をしていただけではないのである。

例えば『大理院判例要旨滙覽』の翻訳を見るならば、読者はまず判例要旨に付された膨大な註釈に驚嘆させられることであろう。1920年代初頭において既に大理院判例が「一種試用單行法」となっている状況とその問題が報道されているが、判例に注目しそれを翻訳するという作業自体が法と現実の関係という興味関心に結び付けられるものであると言える。かつその膨大な註釈においては伝統法、古代法の内容にまで言及されることがしばしばである。Escarraが中国の古代からの慣習に言

債務法につき「民商二法統一の成功の事例と云ふよりも寧ろ失敗の事例と認むべく」としている（同25頁）。

⁽⁸⁶⁾ 例えば前掲謝振民『中華民國立法史』916-920頁参照。

⁽⁸⁷⁾ 拙稿「中華民國民法親屬繼承編起草作業と慣習調査」（鈴木秀光他編『法の流通』（慈学社出版・2009）所収）参照。なお親屬・繼承編の起草時にFerno James Schuhlが参加したことを紹介しつつ旧稿では履歴未詳としたが、Carroll Lunt, *The China Who's Who 1927 (Foreign)*, Shanghai: printed by Union Printing & service agency, 1927, pp.228-229に見ることができる。

⁽⁸⁸⁾ 前掲Jean Escarra, *La codification du droit de la famille et du droit des successions*, p.50参照。

⁽⁸⁹⁾ 「雖有修訂法律館之特立機關、於改進法律成績亦極其所資爲法庭根據者、不過大理院之判牘成爲一種試用單行法、不能公布、且並無公布機關、以故司法前途尚保守其舊」（『申報』1921年12月1日）

及する際にはほぼ例外なくGranetが参照されており、実定法に関する論考にまで引用される場合もあった程である。

慣習を重視する姿勢については、Escarra自身かなり早い段階でDe la valeur juridique de l'usage en droit commercial, in : *Annales de droit commercial et industriel français, étranger et international*, vol. 24, 1910なる論考をものしているのが注目される。しかも着任間もない1922年には自身も商慣習調査を行っている⁽⁹¹⁾。中華民国民法の起草報告書では『民商事習慣調査報告録』に繋がる慣習調査の結果も多く利用されており、法の適用対象たる中国社会に常に関心を寄せていることがわかる。

さらにこうした慣習と現状への興味関心の表れはその師弟関係にまでも見ることができる。Escarra自身が主査を務めている中国人留学生の学位論文を見てゆくと、実は自らの興味関心を留学生に研究させていたのではないかと思いたくなる程に（勿論そんなことはないのであろうが、逆に興味を引く主題であったがゆえに主査を務めたのかもしれない）、それに寄り添ったかのような論文を見ることができる。

例えばGeorges Sun (Si-fong) [孫璽鳳]⁽⁹²⁾, *Du rôle des décisions d'interprétation (kiaï che li) comme source du droit chinois*, Paris : Jouve et Cie, editeurs, 1932は、北洋政府期における解釈例の作用について論じたものであるが、Escarra自身、解釈例が果してきた法と現実を架橋する作用についてこれを高く評価してきたものである。またHu Yan-mung [胡養蒙]⁽⁹³⁾, *Étude philosophique et juridique de la*

⁽⁹⁰⁾ Granetについては戦前から日本でも紹介されている。石田幹之助「グラネ氏の「支那文明論」に就いて」（民俗学3・10・1931）、中西定雄「（書評）マーセル・グラネー著 内田智雄譯 支那古代の祭禮と歌謡」（民族学研究4・3・1938）、宇原敏治「最近に於ける若干の成果より見たる支那古代史研究の動向（三）——グラネー氏の研究態度とその業績」（歴史学法学研究8・11・1938）、デヤブロンスキー（大淵忍爾譯）「支那古代社會史研究の爲めに——グラネーと其の業績」（歴史学法学研究11・2・1941）、津田逸夫「グラネ氏と支那言語学」（民族学研究7・3・1941）、同「故マルセル・グラネ先生」（理想121・1941）。戦後においても高田淳「グラネの中国研究——外国研究の一つの態度として」（日本文学（東京女子大学）23・1964）、高山方尚「モーリス・フリードマン著『グラネーの研究生活』」（駒沢史学25・1978）、芦益平「グラネーと松本雅明の『詩経』研究について」（九州国際大学教養研究16・1・2009）、坂出祥伸「デュルケミアンの分析した古代中国像」（東方211・1998）等を見ることができる。履歴等については桐本東太「グラネ」（高田時雄編著『東洋学の系譜（欧米篇）』（大修館書店・1996）所収）、同「グラネ（マルセル）一八八四〜一九四〇」（尾形勇・樺山紱一・小畑洋一編『20世紀の歴史家たち（4）世界編下』（刀水書房・2001）所収）参照。

⁽⁹¹⁾ 前掲拙稿「中華民国民法親屬繼承編起草作業と慣習調査」606頁註21参照。

⁽⁹²⁾ 履歴については『博士考』230頁、また前掲徐友春主編『民国人物大辞典 増訂版』1554頁参照。

⁽⁹³⁾ 「胡養蒙（赤山）Hu Yang-meng (Chih-shan) 安徽省貴池縣人。一九〇〇年生。佛國巴里大學卒業法學博士。各種學術團體に参加す。上海法學院教授、司法行政部編纂兼司法行政部法權研究委員會秘書に歴任。著書『票據法』（『人名鑑』134頁）。他に『博士考』227頁。

conception de “Ming” et “Fen” dans le droit chinois, Paris: Editions Domat-Montchrestien, 1932は所謂「名分論」の哲学的・法的側面についての分析であり、伝統に繋がるものとして大いに興味を引いたのか、Escarraは特に序文を寄せている程である。中国人留学生とその指導教員との関係について興味深い論点を提示するものと言えよう。

以上の態度は、主著*Le droit chinois*の構成にも表れている。Escarraは中華民国の立法や司法について紹介する前に「基本的概念 (Les notions fondamentales)」の章において、法家思想を始め様々な伝統・文化的背景について述べることから叙述を始めているのである。

その後Escarraは主著第二章を以下のように始める。

現代の法典編纂が支那に於て始まって以來三十年以上になる。それは先づ外國法典をほとんど文字通りに翻譯すると云ふ傾向によって特徴づけられた暗中模索の時代を許した。此の時代に於ては法典編纂委員は日本やヨーロッパやアメリカで法律學を學んで最近に歸って來た若い人々である。經驗なく屢々彼等の國の立法發達の歴史を知らずして彼等は人民の意識にほとんど全く未知の法典を起草した。⁽⁹⁴⁾

さらにこの箇所には注釈が付され、「此の日に公にされた民法典草案をフランス語に翻譯することが問題となった一九二五年に尚、日本語から文字的に翻案された支那の用語が時として非常に不明瞭であり、翻譯者は、日本法典の模範となったドイツの原文を参照することを便宜としたほどである、私はこのことを自身の経験によって話すのである⁽⁹⁵⁾」と回想される。欧米由来の法制を欧米人が目にする、言うなれば本来は欧米からもたらされた法制が再び欧米へと“帰って”ゆく場面において、その他ならぬ欧米人から「非常に不明瞭」とされたのも皮肉ではあるが、Escarraは「屢々彼等の國の立法發達の歴史を知らずして」、即ち民国の法典が中国の伝統・慣習と切り離されてしまっている現状に注意を促したかったものと思われる。さらに

⁽⁹⁴⁾ 『支那法』 122頁。

⁽⁹⁵⁾ 『支那法』 123頁註二。

は直輸入的に制定された民国法制それ自体は、純粋な法制としてはある意味で完成されたものであり否定しようがないものの、それが社会と切り結ぶにあたっては、適用できなくなってしまう無意味なものとなることにも注意をしているのである⁽⁹⁶⁾。

Escarraは「外國法典をほとんど文字通りに翻譯すると云ふ傾向」という箇所に註釈を付して「日本も同様な誤を犯したのであった、即ち先づボアソナードの影響の下に、フランスに、次でドイツに於けるその近代立法を借用した⁽⁹⁷⁾」としている。言うなれば日本も同様の失敗例として引き合いに出されているのである。翻訳の際に彼が膨大な註釈を附し、法典や判決と中国の伝統・慣習や現状との関係に重点をおいた解説を行ったのは、以上の観点からに他ならないと言えるであろう。

現状と切り結ばない、現状に即応しない法は役に立たないというのがEscarraの立場であった。従って欧州法がそのまま中国の現状に即応するなどとは思っていない。近代的な法典を起草し、或いは公布された法典を翻譯する中で、勿論それらが中華民国の現行法であり、また自身法律顧問としてそれらを一定程度“弁護”する立場にも置かれたであろうEscarraは、それはそれとして紹介する一方で、ただそれだけではどうにもならないということについても十分な認識を向けている。しかもそれは、中国に来て初めて気づいたというよりは、慣習に関する論考を早期から執筆するなど、Escarra自身が年来抱いていた構想に基づくものであったように思われる。

Escarraは好んでGranetを引用し実定法に関する論文でも引き合いに出すなど、中国社会について相当の関心を有していることは容易に観察できる。他方でしかし、中国法が欧州法を超えとか、対等なものになるとか、欧州法に革新をもたらすような示唆を与える存在として捉えられている節は見出せない。彼にとっての西洋近代法は、あくまで中国固有法を革新させる「触媒」——反応を促進させるけれどもそれ自身は変わらないもの——であったとすることができるようと思われる。

さてこうした中華民国の諸立法が結局のところ治外法権撤廃にどの程度効果的で

⁽⁹⁶⁾ 例えば夫婦財産制についてEscarraは「法律家としては、私は草案の規定にはただ賛成するほかない。…しかし…この構成を維持する限り適用できないものである」と述べる論調にも表れている。拙稿「中華民国民法に至る立法過程の初歩的検討」（山本英史編『中国近世の規範と秩序』（研文出版・2014）所収）参照。

⁽⁹⁷⁾ 『支那法』123頁註一。

あるかについて、EscarraはLa codification chinoise et l'extraterritorialité, in : *Affaires étrangères : revue mensuelle de documentation internationale et diplomatique*, 1931を執筆し、清末以来の様々な立法努力を紹介した後、民国ではほぼ完全な優れた立法を有するに至っただけではなく、法的価値に関する様々な古い概念が残存するにも関わらず、諸立法が大理院判例の適用の対象となると同時に「法的な問題 [chose juridique]」が知識人の間に高い関心をかき立ててもあり、そのこと自体、多少なりと治外法権撤廃に対する欧米人の不安を和らげるものであると述べている。

同論文においてEscarraは治外法権撤廃が時間の問題でありいつかは実現されるものであるから相応の準備が必要と説きながらも、実定法の紹介にあわせてやはり伝統・慣習についての紹介を行っている。近代的な法典編纂に携わりつつも、でき上がった法制のみではなくその法制と社会の関係について最後まで注意を払い続けたのが彼の流儀であったとすることができよう。

さてEscarraの名著*Le droit chinois*は後に日本語訳も作成される。この翻訳としてよく知られた谷口知平譯『エスカラ支那法』（有斐閣・1943）があるが、これに対し滋賀秀三は「日本訳として、必ずしもよい訳とは言えないけれども」となかなか手厳しい評価を加えている。⁽⁹⁸⁾同翻訳の経緯について谷口本人は以下のように回想し⁽⁹⁹⁾ている。

…昭和十六年頃に平野義太郎先生が興亜院か、満鉄の調査部の理事かなんかされてたんです、…（中略）…その時にエスカラの「支那法」というのがでました。これは一九三六年頃丁度私がフランスに居た頃に出ておったんですがその時は、あまり関心をもたずにこっちに帰ってしまいましたが、その書かれたエスカラという先生には是非会えと、私の家庭教師フランス語の会話の先生でフィエという方がエスカラ先生に電話をかけて頼んでくれるもんですから、行きまして一寸挨拶をした。ずいぶん中国の人が出入りしておるようであったのです。ほんの一寸

⁽⁹⁸⁾ 滋賀秀三「清朝の法制」（坂野正高・田中正俊・衛藤藩吉編『近代中国研究入門』（東京大学出版会・1974）所収）272頁参照。

⁽⁹⁹⁾ 谷口知平「私の民法研究四十年の歩み」（大阪市立大学法学雑誌16-2/3/4・1970）369-371頁。

あいさつしてお目にかかった程度でありましたがその人の「支那法」という本を翻訳してくれというわけで、平野先生は非常にうまいことすすめられるんです。はようやってくれ、はようやってくれとしじゅう手紙を書いて来たりされましてついにぼちぼちやる。

しかしはじめの方はわりと面白い。難しいかわりに面白いんです。支那法の根本問題というところがありまして、ここでは儒教思想やとかそれから韓非子の思想がかなり詳細に紹介されております。…（中略）…

わりと始めのところは面白いがあとの方のところは非常に退屈です。いろんな中華民国の実体法を紹介しておりますので一々それを、丁度大阪商科大学で法令集を買ってもらうてありましたのでそれを参考にして、一々それにあてはめて法典彙纂の第何条というようなものでもみな一々入れていきました。その時に中国の思想というものをだいぶ勉強して、論語や四書五経というようなものをレグと申しましたか英文の翻訳があるので、もちろん論語や孟子は中学校で習うたことはあるのですけれど忘れてありましたので英訳書によってやるというような事をやっておりました。

それについて非常に助かったのは丁度中学校以来の親友で阪大に木村英一君という支那哲学の先生がおられ熱心に韓非子のところなどは見てくれました。何しろエスカラ先生はそんなものはみな助手の人に訳させていたらしいです、中国に二年程度中華民国の顧問で行っておられたから、そういう人に訳させたらいいのでだいぶ間違うてるというわけで、それで原文について訳し直しをしてすっかり五十頁ほど組直しをしたことがあります。それ程丹念に韓非子の部分は翻訳をしたのです。この時ちょっと面白いと思ったのは私の原稿をずっと平野先生が目を通されたんですがその時に満洲国は日本から言う満洲国なんだけれどもこれをエスカラは「日本による中国の北辺満州の侵奪」アングレッションと書いている。その通り訳しといたら「満洲国の独立以来」という風に訳しかえてある。やっぱり先生も一通り目を通してこころ工合悪いからこう直しとけということになったんかしらんと思います。そういうようなところもある。ここで非常に翻訳のむづかしいということを感じました。

平野義太郎に翻訳を再三急かされたことが述べられているが、だからといって匆々の訳業であったということではない。彼自身、民法学者としての立場から中華民法についても関心を示すと同時に、この大著の部分的な要約を先行して発表⁽¹⁰⁰⁾しており、法家思想関連の部分は木村英一の手を借りるなど、⁽¹⁰¹⁾相応の準備の上で取り組んでいたことがわかる。⁽¹⁰²⁾

同時期にEscarraの翻訳を手がけた人物に社会派弁護士として知られる河合篤⁽¹⁰³⁾(1906-1945)がいる。1933年9月の逮捕後に左翼からの転向を表明したものの、⁽¹⁰⁴⁾治安維持法違反で有罪判決を受けている。その後、当時どうも左翼運動からの転向者のうち優秀な人材と見込まれたものが中国へと派遣される例があったようであり、彼は中国に渡り中華民国国立新民学院副教授となったが、彼の訳業は丁度この時期にあたっている。河合はその編譯『支那法の根本問題』(教育圖書・1942)においてEscarraの論文や主著*Le Droit Chinois*の第一部全章と第五部第一章を翻訳しており、部分訳ではあるが谷口とほぼ時を同じくして翻訳が行われていたことがわかる。⁽¹⁰⁵⁾⁽¹⁰⁶⁾

気になるのは双方とも平野義太郎に繋がる人物だということである。谷口は上掲の通り平野から直接翻訳を急かされたと述懐しており、河合が所属した法律事務所⁽¹⁰⁷⁾の長、布施辰治は、社会主義運動を通じて平野義太郎と繋がる人物である。平野が

⁽¹⁰⁰⁾ 谷口知平「國民政府中華民國民法概観」(法學志林33-11、12・1931)を参照。

⁽¹⁰¹⁾ 谷口知平(訳)「支那法の根本觀念」(民商法雜誌12-3・1940)、同(訳)「支那法の特徴」(民商法雜誌12-6・1940)、同(訳)「エスカラの見たる支那に於ける法律教育」(民商法雜誌14-2・1941)が先行して発表されている。またこの時期にEscarraの翻訳紹介を手がけたものとしてジャン・エスカラ(高木嗣夫訳)「支那法の精神とその史的動向」(法律新聞4536、4537・1940)がある。

⁽¹⁰²⁾ 履歴については今井宇三郎「本学教授木村英一博士訃報」(追手門学院大学文学部紀要15・1982)、木村英一博士頌寿記念事業會編「中國哲學史の展望と模索」(創文社・1976)付録「木村英一博士年譜・業績目録」を参照。弟子による回顧には宮内徳雄「恩師 木村英一先生」(懷徳51・1982)がある。

⁽¹⁰³⁾ 「岡山県御津郡福浜村福田(現岡山市)に生まれた。第六高等学校をへて東京帝国大学法科に入学。在学中新人会に参加、学友会解散反対闘争で1年間停学処分を受けた。その間、高等試験司法科に合格、1930年1月弁護士となり、小林恭平、大森詮夫とともに布施辰治法律事務所に入った。同年大学を卒業。解放運動犠牲者救援弁護士団(のちの日本労農弁護士団)の設立に参加し、3.15-4.16事件の東京・中央統一裁判の法廷闘争に取組み、山梨県その他の農民運動の事件で奔走した。岩田義道が警視庁で殺されたとき弁護士として死体解剖に立ち会った。'33年9月の弁護士団一斉検挙で逮捕され、'35年12月治安維持法違反で懲役2年、執行猶予3年の判決を受けた。'39年ころ思想検事に目送られて中国に渡り、北京の中華民国国立新民学院副教授となった、'45年敗戦直前、病氣になって帰国し、まもなく岡山県都窪郡早島町で死去した」(塩田庄兵衛編『日本社会運動人名辞典』(青木書店・1979) 182-183頁)。

⁽¹⁰⁴⁾ 「河合弁護士轉向を誓ふ」(東京朝日新聞1933年10月29日朝刊11頁)参照。

⁽¹⁰⁵⁾ 「大陸の建設陣營に献身する轉向者」(東京朝日新聞1940年6月10日朝刊7頁)にはこうした人々の一員として河合の名前が挙がっている。

⁽¹⁰⁶⁾ 国立新民学院については島善高「国立新民学院初探」(早稲田人文自然科学研究52・1997)参照。

この訳業の結節点に登場していることは大変興味深い。

しかしながら翻訳を急かした平野本人がかの『中国農村慣行調査』において「中国における法律を研究する學徒も…生きた法律は何んであるかを探求せず、ただ條文を解釋するにとどまった。エスカラ「中國法」(一九三六年。谷口知平譯(昭和十一年))もその例外ではなかった…」と切り捨てるに及び、また第二次世界大戦の終結とともに、Escarraの業績が日本において参照されることは少なくなっていったようである。それは彼の業績の全てを検討した上での「廃棄」であったのか、今一度問われなければならないであろう。

五 ThéryとLe droit chinois moderne叢書

中華民国法制については今一つ是非とも言及しておかなければならない資料がある。1930年代に入り中華民国の諸法典が続々と整備されるに及び、これら新法典の翻訳も整備されてゆくが、そうした各版本の中でもその継続性と網羅性で目を引くLe droit chinois moderne叢書である。同叢書は以下に述べるFrançois Théryを中心として天津工商大学、震旦大学を中心としながら刊行され続けた、1930年代以降の南京政府時期の諸法を紹介する基本叢書となったものである。

François Théry (1891-?) は1891年生まれ、1926年より天津工商大学 (Hautes-Études de Tientsin)⁽¹⁰⁷⁾ の商学科 (Faculté de Commerce) の教員となり、初代の図書館主任も務めた。*Les sociétés de commerce en Chine*, 1929 (中国における商業上の結社、特に合夥の研究) によりルーヴァン大学 (L'université de Louvain) より博士号を取得。Le droit chinois moderne叢書の刊行に関わり、自身も多く近代

⁽¹⁰⁷⁾ 平野自身、布施の没後7周年の記念の会において講演を行っている。その記録は平野義太郎「人権を守った人々〔布施辰治を中心に〕」(法学セミナー44・1959、後一部は自由法曹団編『自由法曹団物語・戦前編』(日本評論社・1976)へ収録)を参照。

⁽¹⁰⁸⁾ 天津工商大学については岡玉田『蹕析津之阳 天津工商大学』(人民出版社・2010)、L'institut français des hautes études industrielles et commerciales de Tiensin, in: *L'Asie Française* 1927, Richard Madsen, Hierarchical Modernization: Tianjin's Gong Shang College as a Model for Catholic Community in North China, in: Wen-hsin Yeh ed., *Becoming Chinese: Passages to modernity and beyond*, Berkeley: University of California Press, 2000を参照。また関連資料につきEdward Malatesta, Resources at the Jesuit archives in France pertaining to L'institut des hautes études industrielles et commerciales de Tianjin, in: Jessie Gregory Lutz ed., *China and the Christian colleges 1850-1950*, Ithaca and London: Cornell University Press, 1971がある。

中華民国法の欧米語への翻訳を手がけた。中国語名は田執中、1939年段階での肩書はDoyen de la Faculté de Commerce des Hautes-Études de Tientsinとある。

Le droit chinois moderne叢書につき、Edward Malatestaによる資料紹介では“A special collection of legal materials “Le Droit chinois modern”, had reached 28 volumes, but some of these were reprints of works previously published elsewhere.”⁽¹⁰⁹⁾とされている。管見の限りではこれよりも多く、38種を確認でき、1冊目の刊行は1928年、38冊目の刊行は1949年である(no.32巻末の一覧に筆者が補訂を加えたものを【資料3】に掲げておいたので参照されたい)。初期のものではEncyclopédie des questions chinoisesやCollection de la «Politique de Pékin»など異なる叢書名を持つものがある。逆にそれらの叢書名を持ちながらLe droit chinois moderne叢書に入っていないものもある。再刊行の際に入れられたのかもしれない。

初期のものには法制とあまり関係のなさそうな書籍も含まれてはいるが、一見して気づくのは特に1930年以降、かなり多数の基本法典がThéry本人の手によって仏訳されていることである。それにしても驚異的な速さであるが、訳業の傍ら中華民国法制に関する論文や関連書の書評も数点執筆しており、旺盛な意欲が窺える。この叢書は日本国内でもかなりの数を確認できることから、相当数流通していたことが確認でき、当時の中華民国法研究にも大きな貢献を為したことが想像できる。

ただこの訳業も日中戦争とそれに続く国共内戦の混乱の中で翻弄されてゆく。1940年代に入ると叢書の刊行自体が途絶し、Théry本人についても特に1949年以降の消息について不明な点が多くなる。Guy Brossolletによれば新中国成立後1952年3月に逮捕され、1953年1月に香港に追放された⁽¹¹⁰⁾とされる。その後台湾で活動していたとする情報もあるが詳細は不明とするより他ない。⁽¹¹¹⁾

関連の消息を窺う縁となるのが*L'année judiciaire chinoise 1965-1969*と題される資料である。輔仁大学法学院の出版で、『司法院公報』からThéryが仏訳(抄訳)

⁽¹⁰⁹⁾ 前掲Edward Malatesta, Resources at the Jesuit archives in France pertaining to L'institut des haute études industrielles et commerciales de Tianjin, 443頁。

⁽¹¹⁰⁾ Guy Brossollet, *Les Français de Shanghai, 1849-1949*, Paris : Belin, 1999, p.297 (中国語訳：牟振宇译『上海的法国人(1849-1949)』(上海辞书出版社・2014) 344頁) 参照。

⁽¹¹¹⁾ 台湾公益組織教育基金會ホームページ (<http://www.ftope.org.tw>) にある「百年奉獻、愛在臺灣」では「田執中(Théry, François)」の頁を設けて(根拠史料は明示されていないが)「在臺服務期間：1953-1982」とされている。

したものとされる。管見の限りでは國立台灣大學圖書館やライデン大学図書館に所蔵が確認され、それらにはLe droit chinois moderne, n.s.との叢書名が付されている。同書についてはオランダの中国法学者M. H. van der Valk が書評を寄せており、その中では“*It was Father Théry’s intention to restart translations as from the year 1959 when the Ssu fa yüan kung pao* 司法院公報 was published again on Formosa” (767頁) と書かれていることから、戦後Théryが訳業を継続していたものと推定される。ただ渡台後の中華民国法制ということもあり、他方において中華人民共和国法制が展開する状況にあって、それ以前に欧米においてこれらの訳業が有した役割自体が失われた結果、中国研究の一環としてもあまり顧みられるには至らなかったようである。

かのEscarraも第二次世界大戦後はフランス本国での活動を中心としたようである。極東軍事裁判の裁判官を固辞した彼はフランスに⁽¹¹³⁾戻り、勿論年齢的な問題もあったであろうが、新中国法制に関しては本格的な著作を残すことはなかった。その後Escarraや同世代のフランス人中国法学者の後継者が登場するまでには相応の時間を要することになる。

六 おわりに

1810年のStauntonの英訳以来、大清律例については清朝末期には複数の欧米語に翻訳され、実務上重要な部分については条例にまで踏み込んだ翻訳が行われるなど相応の情報もたらされていたことが確認できる。清朝末期に展開した近代的な法典編纂活動は中華民国へと引き継がれるが、その成果の翻訳は欧米人や欧米留学を経験した中国人によって行われていた。日本留学経験者が大半を占めた当時の司法界にあってそれは主要な運動と言えるまでに大きな動きにはならなかったにせよ、1917年には繙譯法律会が組織され、北洋政府期における主要な法典が英・仏訳されるに至っている。特に鄭天錫の働きは特筆すべきものであった。後1918年の修訂法

⁽¹¹²⁾ (Review) L’année judiciaire chinoise 1965: Textes traduits du Ssu-fa-yüan kung-pao, vol. VII, in: Monumenta Serica, vol.29, 1970, pp.767-768. 註3 前掲拙稿末尾の著作目録に収録できなかったのを追加しておく。

⁽¹¹³⁾ 大岡優一郎『東京裁判 フランス人判事の無罪論』（文春新書・2012）123-124頁参照。

律館の設置、Padouxの法律顧問への就任、日本人顧問の着任に加えさらにEscarraが招聘されるが、1920年代の軍閥割拠による政治的混乱の余波を受けて司法界は大混乱に陥ることになる。その最中にあってもEscarraや法権討論委員会を中心に法典の翻訳は継続され、その成果は治外法権撤廃のための各国調査団へも提供され、一定の役割を果たしていたことが窺える。

南京政府時期に入ると六法が整備されてその翻訳も順次出現するが、Escarraはそうした近代的法典と中国の伝統や慣習、さらには社会の現状との関係に心を砕き、自己の作品において再三その立場を強調した。その主張がどれ程中華民国の立法者・法学者たちに届いたかは定かではないが、主著*Le droit chinois*においてもその立場は踏襲されている。他方で現行法として存在する中華民国の諸法典につき、それはそれとして紹介することも必要な作業であった。時折それは「生きた法」を重視する立場からは論難の対象ともなることとなったが、その論難自体、Escarraの主張全体を十分に吟味した上でのものであったか、問題は残されているとしなければならないだろう。

本稿の作業により、中国から西洋へという法情報伝達過程に関する基本情報は概ね整理できたものと思われる。これをもとに中華民国期における法概念の再・翻訳の問題や、治外法権撤廃運動過程における法情報の利用のされ方等、今後の研究に繋げてゆくことが可能となったが、考えてみれば翻訳によるこうした自らの法情報の欧米への発信は、現在においても非欧米諸国が共通に有する問題であるとも言える。日本においても近代、如何なる形で自己の法制を欧米へと発信してきたのか、また現代においてはどのような形でなされてきているのか、法制“宣伝”史の一齣としても、依然解明されるべき問題は多いように思われる。

※本論文は科学研究費・基盤研究（C）（課題番号：26380010）の助成を受けたものである。

【資料 1】北洋政府時期法令欧米語訳一覧

I：比較的早期の翻訳

The Provisional Criminal Code of the Republic of China〔暫行新刑律〕

translated by T. T. Yuen & Tachuen S. K. Loh〔陸守經〕

Printed by the Peking Gazette, [19--]

※Prefaceの日付は1915年9月17日

China's corporation regulations〔公司条例〕

Shanghai, Far Eastern Review, 1915

The Police Offence Law of the Republic of China〔違警罰法〕

translated by Jermyn Chi-Hung Lynn〔林誌宏〕

Peking : Peking Gazette Press, 1915

II：司法部刊行分

Provisional Regulations of the High Courts and their Subordinate Courts of the Chinese Republic〔高等以下各級審判廳試辦章程〕

translated by the Law Codification Commission, published by the Ministry of Justice

Peking: Printed by the “Peking leader” Press, [1919]

※表紙に「法律編查會譯文司法部繙譯法律會印行」とあり

Règlement provisoire pour les tribunaux supérieurs et ceux qui leur sont subordonnés de la République Chinoise〔高等以下各級審判廳試辦章程〕

traduit par la Commission de Codification des Lois, publié par le Ministère de la Justice

Paris et Peking, 1919

The Law of the Organization of the Judiciary of the Chinese Republic〔法院編制法〕

translated by the Law Codification Commission, published by the Ministry of Justice

Printed by the “Peking Leader” Press, [19--]

※表紙に「法律編查會譯文司法部繙譯法律會印行」とあり。京大本では後扉に「繙譯法律會」印あり。

Loi sur l'organisation judiciaire de la République chinoise〔法院編制法〕

traduit par la commission de la codification des lois, publié par le ministère de la justice

Paris : impr. de H.-L. Motti, 1919

The Provisional Criminal Code of the Republic of China〔英譯暫行新刑律〕

translated by the Law Codification Commission, published by the Ministry of Justice, 1919

The Regulations of the Arbitration Court of the Chinese Republic〔商事公斷處章程〕

translated and published by the Ministry of Justice

the Ministry of Justice, [19--]

※表紙に「司法部繙譯法律會譯印」とあり。京大本では後扉に「繙譯法律會」印あり。

Rules for the Government and Administration of Prisons

the Ministry of Justice

Printed by the Printing Dept. of Russian Orthodox Mission, [19--]

Commercial Associations Ordinance of the Chinese Republic〔公司條例〕

translated and published by the Ministry of Justice

the Ministry of Justice, [1---]

※表紙に「司法部繙譯法律會譯印」とあり。京大本では後扉に「繙譯法律會」印あり。

The Ordinance for the General Regulation of Traders of the Chinese Republic〔商人通例〕

translated by the Law Codification Commission and published by the Ministry of Justice

the Ministry of Justice, [19--]

※表紙に「司法部繙譯法律會譯印」とあり。京大本では後扉に「繙譯法律會」印あり。

Code penal de la République de Chine (second projet révisé)

publié par la Commission de Codification, février 1920, imprimerie du pei-t'ang

※introductionあり

Rules for the Application of Laws〔法律適用條例〕

Peking: the Ministry of Justice, 1921

The Revised Draft of the Law on Offences Relating to Morphine〔修正嗎啡治罪法草案〕

translated by T.T. Yuen, in English, French, Russian and Chinese

Peking : the Ministry of Justice, 1921

(Projet révisé de la loi sur la repression de la fabrication et du commerce de la morphine)

traduit par Liang Jen Kié

Pékin : Ministère de la Justice, 1921

III：鄭天錫関与分

The Draft Code of Criminal Procedure of China (1910)〔刑事訴訟律〕

translated by F. T. Cheng

the Ministry of Justice, 1919

Judgments of the High Prize Court of the Republic of China : with an appendix containing Prize Court rules, detailed rules of the High Prize Court, regulations governing capture at sea, and regulations governing the sake-keeping of captured property in the naval warehouse

translated by F. T. Cheng

High Prize Court, 1919

The Supreme Court Regulations of China〔大理院辦事章程〕

translated by F. T. Cheng

For the Supreme Court, 1919

The Chinese Supreme Court Decisions: first instalment translation relating to General Principles of Civil law and Commercial law

with prefaces by Yao Tseng ; translated by F. T. Cheng

The Supreme Court, 1920

IV : 法権討論委員会刊行分

The Chinese Supreme Court Decisions: relating to general principles of civil law, obligations, and commercial law

translated by F. T. Cheng [鄭天錫]

Commission on Extraterritoriality, 1923

Laws, Ordinances, Regulations and Rules Relating to the Judicial Administration of the Republic of China

translated and published by the Commission on Extraterritoriality

Commission on Extraterritoriality, 1923

The Provisional Criminal Code of the Republic of China [暫行新刑律]: embodying Presidential Mandates, the Provisional Code Amendment Act, the Revised Draft of the Law on Offences Relating to Morphine, Revised Regulations Governing Military Criminal Cases, Regulations Governing Naval Criminal Cases

Commission on Extraterritoriality, 1923

Regulations Relating to Criminal Procedure of the Republic of China (promulgated on Nov. 14, 1921) : embodying presidential mandates, regulations relating to the enforcement of the regulations relating to criminal procedure and provisional regulations relating to sentence by order

Commission on Extraterritoriality, 1923

Règlement de procédure pénale de la République de Chine du 14 novembre 1921 : suivi du règlement d'exécution, du règlement sur le décret pénal et du règlement sur la procédure pénale sommaire

Commission de l'exterritorialité, juin 1923, imprimerie du pei-t'ang

※仏文版はintroductionあり

The Regulations Relating to Civil Procedure of the Republic of China

Commission on Extraterritoriality, 1923

Règlement de procédure civile de la République de Chine promulgué le 22 juillet 1921 : suivi du règlement d'exécution du même jour, et du règlement sur les voies d'exécution en matière civile du 3 août 1920

publié par la commission de l'exterritorialité, mars 1924, imprimerie du pei-t'ang

※仏文版はintroductionあり

Trade Mark Law and Detailed Regulations

Commission on Extraterritoriality, 1923

Code pénal provisoire de la République de Chine du 30 mars 1912 : suivi de l'acte modificatif du 24 décembre 1914, du code des contraventions, et des règlements sur la répression du trafic de la morphine et de la corruption des fonctionnaires publics

Commission de l'exterritorialité, septembre 1923, imprimerie du pei-t'ang

Regulations relating to commerce

Commission on extraterritoriality, 1923

Constitution and Supplementary Laws and Documents of the Republic of China

translated and published by the Commission on Extraterritoriality

Commission on Extraterritoriality, 1924

Législation commerciale de la République de Chine

Commission de l'extraterritorialité, février 1924, imprimerie na-che-pao

Recueil des sommaires de la jurisprudence de la cour suprême de la République de Chine [大理院判例要旨匯覽]

1^{er} fascicule (1912-1918), 2^e fascicule (1912-1918), Supplément (1919-1923)

publié par la Commission de l'extraterritorialité, 1924, 1925, 1926, imprimerie de la mission catholique

Mining Enterprise Regulations; Afforestation Law; Law of Copyright

translated and published by the Commission on Extraterritoriality

Commission on Extraterritoriality, 1925

Revised Law of Nationality, Detailed Rules for the Application of Revised Law of Nationality, Rules for the Application of Laws [國籍法及國籍法施行細則、法律適用條例]

translated and published by the Commission on Extraterritoriality

Commission on Extraterritoriality, 1925.10

Projet de code civil [livre premier] dispositions générales [民法草案總則編]

publié par la Commission de l'extraterritorialité, janvier 1926, imprimerie du pei-t'ang

Projet de loi sur les effets de commerce [票據法草案]

publié par la Commission de l'extraterritorialité, février 1926, imprimerie du pei-t'ang

Projet de code civil [livre deuxième] des obligations [民法草案債編]

publié par la Commission de l'extraterritorialité, 1926, imprimerie du pei-t'ang

Draft Chinese civil code / presented by the Ministry of Justice to the chief executive of the Republic of China for promulgation on the 23rd day of the 11th month of the 14th year of the Republic (Nov. 23rd, 1925)

translated and published by the Commission on Extraterritoriality, 1926

その他

Provisional Regulations for the Detention Houses: promulgated on the 28th of January, the 2nd year of the Republic [看守所暫行規則]

Ya Tung Press, [19--]

附：中華民國刑法・民法の欧米語訳

i : 1928年刑法

The Criminal Code of the Republic of China (promulgated on 10th March, 1928, by the Nationalist Government) [中華民國刑法]

translated into English by S.L. Burdett, in collaboration with Lone Liang [梁龍]

上海臨時法院, [1928?]

The Chinese Criminal Code : promulgated by the Chinese nationalist government

translated by Yu Tinn-hugh [余天休]

Shanghai: the International Publishing co., 1928

Code pénal de la République de Chine

traduit par Hiong-fei Cheng [陳雄飛]

Zi-Ka-Wei près Chang-hai : Impr. De l'Orphelinat de T'ou-Sè-wè, Université l'Aurore, 1929

Code pénal de la République de Chine ; promulgué le 10 mars 1928, entré en vigueur le 1er septembre 1928

traduit par Jean Escarra ; [préface de P. Garraud]

M. Giard, 1930

ii : 1935年刑法

The Criminal Code of the Republic of China : embodying the law governing the application of the criminal code and the penal code of Army, Navy and Air Forces of the Republic of China

translated into English by Chao-Yuen C. Chang ; foreword by Sun Fo [孫科]

Kelly & Walsh, 1935

Code pénal de la République de Chine : promulgué le 1er janvier 1935, entré en vigueur le 1er juillet 1935

Ho Tchong-Chan [何崇善] ; préf. de Wang Yung-Pin [王用賓] ; av.-pr. de Sun Fo [孫科]

Librairie du Recueil Sirey, 1935

The Chinese Criminal Code and Special Criminal and Administrative Laws [英漢對照中華民國刑法]

translated by the Legal Department of the Shanghai Municipal Council [上海公共租界工部局法律部]

Commercial Press [商務印書館], 1935.12

The Criminal Code of the Republic of China

translated into English by Ching-Lin Hsia [夏晉麟] and Boyer P. H. Chu ; preface by Sun Fo [孫科]

Kelly & Walsh, Ltd., 1936

iii : 中華民國民法

The civil code of the Republic of China

Books I, II and III, Books IV and V

translated into English by Ching-lin Hsia [夏晋麟], James L.E. Chow [周福慶], Yukon Chang ;
preface by Hu Han-Min [胡漢民] ; introduction by Foo Ping-Sheung [傅秉常]
Kelly & Walsh, 1930-1931

Code civil de la République de Chine

Livre I, II et III, Livre IV et V

traduits du chinois par Ho Tchong-chan [何崇善] ; introduction de Foo Ping-sheung [傅秉常] ;
préface de Hu Han-min [胡漢民]

Impr. de l'orphelinat de T'ou-Sè-Wè, 1930, 1931

Code civil de la République de Chine

text chinois et traduction française par François Théry

Procure de la Mission de Sienhsien, 1931

Codex juris civilis Reipublicae Sinicae

codex translatus in linguam latinam a Msg. Cyrillo Rudolfo Jarre
Tsinanfu, 1934

【資料2】Jean Escarra 中国関連著作一覧

◆中国法関連

Les problèmes généraux de la codification du droit privé chinois [1]

Peking, “Politique de Peking”, 1922, 30p.

中国語訳：約翰愛師嘉拉「中國私法之修訂」(法學會雜誌第八期・1922)

Western method of research into Chinese law [2]

in : *Chinese Social and Political Science Review*, vol.8, 1924, pp.227-248.

日本語訳：河合篤編譯『支那法の根本問題』(教育圖書・1942)「第一篇 西洋の方法による支那法の研究」

La législation commerciale Chinoise [4]

in : *Annales de droit commercial et industriel français, étranger et international*, vol.33, 1924, pp.25-33.

中国語訳：「關於修訂中國商法典之報告」(法學季刊第二卷第三期・1925)

Droit Chinois et droit comparé [5]

in : *Actorum academiae universalis iurisprudentiae comparativae (Mémoires de l'Académie internationale de droit comparé)*, vol.1, 1928, pp.272-292.

冊子版もあり＝Berlin : H.Sack ; Paris : M. Rivière ; London : Maxwell, 1928.

日本語訳：河合篤編譯『支那法の根本問題』(教育圖書・1942)「第二篇 支那法と比較法學」

Recueil des sommaires de la jurisprudence de la Cour Suprême de la République de Chine en matière civile et commerciale, 1912-1918 (大理院判例要旨匯覽), **publié par la Commision de l'exterritorialité**

※翻訳、序文、註釈を担当、劉鎮中(Liou Tcheng-Tchong)、吳昆吾(Houx Koung-Ou)、梁仁傑(Liang J'en-Kié)、胡文柄(Hou Wen-Ping)と共著 [6]

1^{er} et 2^e Fascicule, Changhai, Imprimerie de la Mission Catholique, 1924-25.

Supplément (1919-1923), Pékin, Imprimerie de la Mission Catholique, 1926.

※Supplémentでは上記4名の中国人に加え、陳和銑(Tch'en Ho-Hsien)が加入

Chinese Law and Comparative Jurisprudence [7]

Tientsin, Librairie française, 1926, 35p.

Leang K'i-tch'ao (梁啓超), La conception de la loi et les théories des légistes a la veille des Ts'in : extrait de l'histoire des théories politiques à la veille des Ts'in [8]

※翻訳、序文、註釈を担当 (Robert Germainと共同)

China Booksellers, 1926.

Les transformations du droit Chinois dans la législation et la jurisprudence [11]

in : *Annales franco-chinoises*, no.4, 1927, pp.4-14.

La loi organique de la Chine a un caractère provisoire : la loi organique du gouvernement Chinois [13]

in : *L'europe nouvelle*, no. 560 (3 Nov. 1928), pp.1513-1515, and no. 573 (2 Feb. 1929), pp.154-158.

Le droit pénal Chinois et les codes de 1928 [14]

in : *Revue pénitentiaire et de droit pénal : Bulletin de la société générale des prisons*, 53^e année, 1929, pp.191-244.

Sources du droit positif actuel de la Chine [15]

in : Opera Academiae Universalis Jurisprudentiae Comparativae, Series I, *Fontes iuris vigentis*, Fasciculus I, *Pars orientalis (Aegyptus - Palaestina - Sina - Japonia)*, Berlin, Sack & Montanus, 1929.

冊子版もあり = Berlin : H. Sack, 1929, 72p.

(**Préface**) Friedrich Wu Chi, Friedrich C. Wu Wu K'i, *La nouvelle Chine et le gouvernement national, étude sur la loi organique du 10 octobre 1928 et ses organisations des pouvoirs publics dans le gouvernement national*, Paris : M. Rivière, 1929, vi, 216p.

(**Préface**) Léon Yang, *Les territoires à bail en Chine*, Paris : Pr. universit., 1929, viii, 215p.

Code pénal de la République de Chine ; promulgué le 10 mars 1928, entré en vigueur le 1er septembre 1928 [16]

Paris, M. Giard, 1930.

Loi Chinoise sur les assurances promulguée le 30 Décembre 1929 [17]

in : *Revue générale des assurances terrestres*, vol.1, 1930, pp.713-724.

冊子版もあり = Paris : Librairie générale de droit et de jurisprudence. 1930, 18p.

Séance du 23 Mai 1930, Communication de M. Escarra, sur la codification contemporaine du droit privé Chinois [18]

in : *Bulletin de la société de législation comparée*, vol.59, no. 7-8-9, 1930, pp.407-443.

冊子版もあり = Agen : Imprimerie moderne, 1930, 43p.

Droit international privé de la Chine

in : *Répertoire de droit international*, vol. VI, Paris, 1930, pp.203-207.

Codification civile et coutumes matrimoniales en Chine

in : *Bulletin de l'institut français de sociologie*, 1^{re} Année, Tome I, 1930-31, pp.3-24.

冊子版もあり = Paris : F. Alcon, 1932, 72p.

Nationalité en Chine [19]

in : *Répertoire de droit international*, vol. IX, Paris, 1931, pp.586-589.

Législation intérieure : Chine I. Loi sur le droit d'auteur, du 14 mai 1928, II. Règlement de détail sur l'application de la loi sur le droit d'auteur, du 14 mai 1928, III. Note interprétative relative aux affaires d'enregistrement du droit d'auteur.

(La législation Chinoise sur le droit d'auteur) [20]

in : *Le droit d'auteur* : organe officiel du bureau de l'union internationale pour la protection des oeuvres littéraires et artistiques. 15 Oct. 1931. pp.110-113.

La législation maritime Chinoise [21]

in : *Revue de droit maritime comparé*, vol. 23, 1931, pp.1-28.

冊子版もあり=Paris : Librairie générale de droit, [1931], 46p.

Loi et coutume en Chine [22]

in : *Conférences 1931, Etude de sociologie et d'ethnologie juridique 4*, Paris, Faculté de droit ; Salle de travail d'ethnologie juridique, Domat-Montchrestien, 1931, pp.27-54.

La codification du droit de la famille et du droit des successions : livres IV et V du code civil de la République Chinoise (Rapport présenté au Conseil Législatif du Gouvernement National) [23]

Shanghai: Imprimerie de l'Orphelinat de T'ou-Sè-Wè Zi-Ka-Wei, 1931, II+87p.

Law - Chinese [25]

in : Edwin R.A. Seligman ed. *Encyclopaedia of the Social Sciences*, vol. 9, New York, the Macmillan Company, 1933. pp.249-254.

(Préface) **Hu Yan-mung, Étude philosophique et juridique de la conception de «ming» et de «fen» dans le droit chinois, Paris : Les éditions Domat- Montchrestien, 1932** [26]

(Review) **T'ang Ki-siang, Tchong kouo kouo tsi sseu fa louen** (唐紀翔『中國國際私法論』(商務印書館・1930)) [26]

in : *Revue de droit international privé*, vol.27, 1932, p.404.

Das chinesische Familienrecht in der alten Gesetzgebung und in der neuen Kodifikation

in : *Sinica* 8, 1933, pp.97-109.

(原一覽では [28] Le droit Chinois de la famille, (Sinica, Juin 1933) ; article publié à nouveau dans *Law Quarterly Review* de New York とあるが、*Sinica* 該当号には掲出のドイツ語論文のみが収録されており、フランス語のものは収録されていない。また *Law Quarterly Review* de New York についても未詳。 *New York University law quarterly review* や *The law quarterly review* (Stevens & Sons)、 *Law quarterly review* (Fred B. Rothman) の1930年代の号には見当たらない。)

Aperçu du droit Chinois [27]

in : *Revue critique législation et de jurisprudence*, Nouvelle série, Tome 72, 1932, pp.469-487.

Loi sur les effets de commerce du 30 octobre 1929, Texte chinois et traduction française

Annales de Droit commercial français, étranger et international, 1930, no.1

冊子版もあり=Paris : Rousseau, 1930, in-8°, 29p.

後に *Le Droit chinois moderne* no.7 bis., Tientsin : Hautes études, 1934, 34p.

La conception chinoise du droit [29]

in : *Archives de philosophie du droit et de sociologie juridique*, 1/2, 1935, pp.7-73.
冊子版もあり=Paris : 1935, 73p.

L'enseignement et la Science du Droit en Chine [30]

Paris, Institut international de coopération intellectuelle, 1936. 103p.

Le Droit Chinois [31]

Pekin, H. Vetch, 1936, xii, 559 p.
全日本語訳：谷口知平（訳）『エスカラ支那法』（有斐閣・1943）
部分日本語訳：河合篤編譯『支那法の根本問題』（教育圖書・1942）
「第三篇 法に關する支那的觀念」（第一部全章と第五部第一章）
風早八十二「支那法に關する文獻目録」（法律時報11-4, 5, 6・1939）
平野義太郎「支那法・法史に關する一般的參考文獻、支那學・古典の
重要文獻（歐文）目録」（『東亞學第一輯』（日光書院・1939））
内容要約紹介：ジアン・エスカラ（高木嗣夫訳）「支那法の精神とその史的動向」
（法律新聞4536、4537・1940）
谷口知平（訳）「支那法の根本觀念」（民商法雜誌12-3・1940）
谷口知平（訳）「支那法の特色」（民商法雜誌12-6・1940）
谷口知平（訳）「エスカラの見たる支那に於ける法律教育」
（民商法雜誌14-2・1941）

Les institutions jurisprudentielles de la Chine [32]

in : *Penent: recueil général de jurisprudence, de doctrine et de législation coloniales et maritimes*, vol. 46, 1937, pp.11-18.

Remarques sur la sinologie juridique [33]

Hanoi : Impr. d'Extrême Orient, 1937, 18 p. ; in-8.

La Chine et l'esprit juridique

in : *Scientia* 63, 1938, pp.93-100.

(Review) Pan Wei-tung, *The Chinese Constitution : A Study of 40 Years of Constitution Making in China*

in : *Pacific Affairs*, vol.19, no.3, 1946, p.308.

Le droit chinois moderne et son application par les tribunaux [35]

in : *Sinologica* 1, 1948, pp.97-107.

(Review) M.H. van der Valk, *Interpretations of the Supreme Court at Peking, Years 1915 and 1916* [36]

in : *Sinologica* 3, 1953, pp.65-66.

(Review) M.J. Meijer, *The Introduction of Modern Criminal Law in China* [37]

in : *Sinologica* 3, 1953, pp.66-68.

(Review) Basil Davidson, Daybreak in China

in : *Pacific Affairs*, vol.27, no.1, 1954, pp.71-72.

◆中国における外国人の問題

Le problème de l'extraterritorialité en Chine [38]

in : *Revue de droit international privé*, vol.18, 1922-23, pp.693-720, vol.19, 1924, pp.31-47.

冊子版もあり=Paris : Recueil Sirey, 1923, 44p.

The extraterritoriality problem [38]

in : *Peking Leader*, 20-23th Jun 1923.

in : *China Law Review* vol.2, no.1, pp.5-19, 1924, vol.2, no.2, pp.65-76, 1924.

冊子版もあり=Peking, La Librairie française, 1923, 30p.

Sur le régime juridique d'une société anonyme qui établit son siège social dans une concession étrangère en Chine [39]

in : *Annales de droit commercial et industriel français, étranger et international*, vol.33, 1924, pp.114-120.

冊子版もあり=Paris : A. Rousseau, 1924, 9p.

Droits et intérêts étrangers en Chine [40]

in : *Revue d'économie politique* 41, 1927, pp.1017-1053, 1304-1325, 1471-1492.

冊子版もあり=Paris : Librairie du Recueil Sirey, 1928, xxviii, 88, [2]p.

Chine (Concessions en), Chine (Extraterritorialité en) [41]

in : A. De Lapradelle et J. P. Niboyet pub., *Répertoire de droit international*, Paris : Recueil Sirey, Tome III, 1929, pp.420-439.

Le régime des concessions étrangères en Chine [42]

in : *Recueil des cours* (Académie de droit international), Tome 27 (1929 II), 1930, pp.5-140.

冊子版もあり=Paris : Librairie Hachette, 1929, 140p.

日本語訳：植田捷雄訳『支那租界制度論』（日光書院・1941）

Le nouveau régime des cours mixtes de Chang-hai [43]

in : *Séance et travaux de l'académie diplomatique internationale*, vol.3, 1930, pp.128-132.

Extraterritorialité et juridictions mixtes en Chine [44]

in : *Revue pénitentiaire et de droit pénal : Bulletin de la société générale des prisons*, 54^e année, 1930, pp.345-370.

La codification chinoise et l'extraterritorialité [45]

in : *Affaires Etrangères : Revue mensuelle de documentation internationale et diplomatique*, 1931, pp.76-84.

La Chine et le droit international [46]

Publications de la Revue générale de droit international public, no.4

Paris : A. Pedone, 1931, xx, 419p.

◆日中関係

Le problème de la Mandchourie [47]

in : *L'Europe nouvelle*, no.695, 6 juin 1931, pp.783-785.

(Article) Chine (en collaboration avec le Dr. Wang Ch'ung-hui) [48]

in : A. -F. Franguis (direction), *Dictionnaire diplomatique*, Paris : Académie Diplomatique Internationale, [1933], pp.442-449.

La position et les droits du Japon en Mandchourie [49]

in : *Revue de droit international*, vol.9, 1932, pp.55-97.

Le conflit sino-japonais et la Société des Nations [50]

Conférences faites à la Fondation Carnegie, 1933.

Paris : Publications de la Conciliation internationale, 1933, 278p.

※Jean Ray, La Position, l'oeuvre et la politique du Japon en Mandchourieも収録

La politique et le droit dans les relations Sino-Japonaises [51]

in : *L'Europe nouvelle*, no.770, 12 nov. 1932, pp.1332-1334.

La reconnaissance de jure de la régence du Mandchoukouo et le traité des neuf puissances [52]

Nanking: China, Intelligence and Publicity Dept., Ministry of Foreign Affairs, 1933, 16p.

Réflexion sur la politique du Japon à l'égard de la Chine et sur quelque aspects juridique du conflit actuel [53]

Perpignan, Impr. De l'Indépendant, [s.d.], 1937, 27p.

La Chine après un an de guerre [54]

Politique, 12^e année, no.8, août 1938, pp.673-707.

冊子版もあり=Paris : Kremlin-Bicêtre : impr. De M. Boivent, 1938, 38p.

L'honorable paix Japonaise [55]

Paris : Editions Bernard Grasset, 1938, 238p.

◆中国総論

La Chine, passé et présent [56]

Paris, A. Colin, 1937, 213p.

日本語訳：J. エスカラ／蜷原徳夫譯『支那・過去と現在』（生活社・1941）

英語訳：C.C. Langhorne and W. Sheldon Ridge trans., *China Then and Now*, Peking: Henri Vetch, 1940, viii, 289, [1]p.

(Préface) Lin Yutang (林語堂), S. Bourgeois en P. Bourgeois trad., *La Chine et les Chinois*, Paris : Payot, 1937, 396p.

La Résistance chinoise vue de Han-K'ou (31 Mai 1938)

in : *Politique étrangère*, no. 4, 1938, 3^e année, pp.360-369.

Les institutions de la Chine : essai historique (collaboration avec Henri Maspero) [57]

Paris : Presses universitaires de France, 1952, 174p.

La Chine

Paris : Les cours de droit, 1952, autographe : hié. ; 2 vol. in-8° et addendum.

◆ 翻訳

Traduction (du texte anglais) des Lois et Règlements chinois en Matière de Procédure civile et de Droit commercial [3]

Peking, 1924

= *Règlement de procédure civile de la République de Chine promulgué le 22 juillet 1921*, publié par la Commission de l'exterritorialité, Pékin : Imprimerie du Pei-t'ang, xxi, 259p., 1924か ?

= *Législation commerciale de la République de Chine*, publié par la Commission de l'exterritorialité, Pékin : Imprimerie du Na-che-pao, x, 213p., 1924か ?

Traduction (du texte chinois) des Livres I et II du Projet de Code civil de 1925 (en collaboration), Peking 1926 [9]

= *Projet de code civil : livre 1-2* [民律草案總則編], publié par la Commission de l'exterritorialité, Pékin : Imprimerie du Pei-t'ang, 1926か ?

Traduction du Projet de Loi sur les Effets de Commerce de 1926, Peking 1926 [10]

= *Projet de loi sur les effets de commerce* [票據法草案], publié par la Commission de codification, Pékin : Imprimerie du Pei-t'ang, 1926.

◆ 不明分

Note du D.P. 1927, 2.2 (Mariage religieux d'Etrangers en Mongolie) [10]

= 不明

Note au D.P. 1928, 2.93, sur Les Arrêts de la Cour Suprême de Chine, des 5 Mai 1924 et 14 Avril 1926, en matière de compte courant en monnaie étranger dépréciée [12]

= 不明

Chinese law and its evolution [24]

in : *Tulane Review*

= 不明。 *Tulane Law Review* の該当時期の号には収録されていない。

The Chinese Civil Code [26]

in : *Journal of the American Bar Association*

= 不明。 *American Bar Association Journal* の該当時期の号には収録されていない。

Party Government in China [34]

in : *Royal Asiatic Society Review*

=不明。*Journal of the North-China Branch of the Royal Asiatic Society*の該当時期の号には収録されてない。

※ [] はT'oung Pao所収目録における通し番号を示す。

【資料 3】 Collection «Le droit chinois moderne»

1 **J. R. Baylin, Pratique commerciale en Chine**, d'après Berliner. 2^e édition revue et corrigée - A. Nachbaur, édit. Peiping, 1928.

2 **J. R. Baylin, Emprunts intérieurs chinois** - Caractéristiques et tables d'amortissement. A. Nachbaur, édit. Peiping, mars 1929.

2-bis **J. R. Baylin et E. Kann**, Édition anglaise du même ouvrage, publiée sous les auspices du «Bureau of Industrial and Commercial Information» - Juillet 1929.

3 **J. R. Baylin, L'Est-Chinois** - Historique - Contrats divers - et documentation économique succincte sur la Mandchourie. A. Nachbaur, édit. Peiping, 1929.

4 **François Théry, S. J., Les sociétés de commerce en Chine**, in-8, 438 pages, Tientsin, 1929.

5 **Organisation du Gouvernement Nationaliste**, d'après les textes législatifs - Texte chinois et traduction de **Robert Jobez** in-8, 175 pages, imprimerie de la mission de Sienhsien, s. d. (1930)

6 **Robert Jobez**, Chef de la Sûreté de la Concession Française de Tientsin - **L'expertise en écriture des documents chinois**, in-8 carré, 42 pages, 55 photographies et diagrammes, Tientsin, mai 1930.

7 **Loi chinoise sur les effets de commerce** - traduction française par **J. R. Baylin** in-8, — Collection de «La Politique de Pékin,» 1930.

7-bis **Loi sur les effets de commerce** (票據法) - Texte chinois et traduction française, introduction et notes par **Jean Escarra** in-8 carré, VIII pages et 34 pages doubles, Tientsin, 1934.

8 **L'Étalon or en Chine** - Projet de loi remis au Ministère des Finances par la mission Kemmerer le 11 novembre 1929, et exposé des motifs justifiant son adoption. (Traduction française par J. R. B.) in-4, 39 et 5 pages, A. Nachbaur, édit. Pékin

8-bis Même ouvrage, avec le texte chinois, in-8 carré, 68 pages doubles, Tientsin, 1934.

9 **Loi du 26 décembre 1929 sur les sociétés commerciales** - traduction française par **François Théry, S. J.** in-8, 47 pages, — Collection de «La politique de Pékin,» 1930.

- 10 **Code civil de la République de Chine - Livre IV : de la famille - Livre V : de la succession** - et lois d'application de ces deux livres. - Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**

in-8, carré, VII pages et 43 pages doubles, Tientsin, 1931.

- 11 **Code foncier de la République de Chine** - Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**

in-8 carré, 80 pages doubles, Tientsin, 1931.

- 12 **Loi sur les navires** (4 décembre 1930) et **Loi sur l'enregistrement des navires** (5 décembre 1930) - Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**

in-8 carré, 25 pages doubles, Tientsin, 1931.

- 13 **J. Médard, Vocabulaire Français-Chinois des sciences morales et politiques**

Gr. in-8, 1380 pages et 16 pages de supplément, Tientsin s. d. (1927)

- 14 **J. R. Baylin, Contrat d'emprunt du Ssepingkai - Taonanfou** - Traduction précédée d'une notice sur les chemins de fer de Mandchourie.

A. Nachbaur, édit., Peiping

- 15 **Code de procédure civile** (26 décembre 1930 et 3 février 1931) et **Loi sur la conciliation en matière civile** (20 janvier 1930) - Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**

in-8 carré, II pages et 111 pages doubles, 21 pages de tables. Tientsin, 1932.

- 16 **L'Année Judiciaire Chinoise** - Jurisprudence de la Cour Suprême de Nanking - 1^e année (1928) - Texte chinois et traduction française -

Affaires civiles : traduction par **François Théry, S. J.**

Affaires pénales : traduction par **Robert Jobez.**

in-8 carré, II et 295 pages. Tientsin

- 17 **Loi d'organisation des tribunaux** (28 octobre 1932) - **Loi d'organisation de la Cour Administrative** (17 novembre 1932) - **Loi sur les procès administratifs** (17 novembre 1932) - **Loi sur les recours en matière administrative** (24 mars 1930) - Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**

in-8 carré, 38 pages doubles, Tientsin, 1933.

- 18 **L'Année Judiciaire Chinoise** - 2^e, 3^e et 4^e années (1929-1931) - Affaires civiles : traduction par **François Théry, S. J.**

in-8 carré, 107 pages, Tientsin 1934.

- 19 **L'Année Judiciaire Chinoise** - 5^e année (1932) - Affaires civiles : traduction par **François Théry, S. J.**

in-8 carré, 236 pages, Tientsin 1934.

20 **Loi sur l'état-civil** - (promulguée le 12 décembre 1931 - entrée en vigueur le 1 juillet 1934) [戶籍法] - Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J. et Hoang Jou-Hsiang.**

in-8 carré, II pages et 33 pages doubles, Tientsin, 1934.

20-a **Règlement de détail pour l'application de la loi sur l'état-civil** - Texte chinois et traduction française par **C. M. Ricard et Me Ph. Kou Cheou-Hi.**

in-8 carré, Tientsin 1934.

21 **Code pénal de la République Chinoise** [中華民國刑法] - texte chinois accompagné d'une traduction française par **C. M. Ricard et Me Ph. Kou Cheou-Hi et P. C. Leblanc et Wang Tse-Sin.**

in-8 carré, 98 pages doubles et 13 pages de tables, Tientsin, 1935.

22 **L'Année Judiciaire Chinoise** - Jurisprudence de la Cour Suprême de Nanking - 6^e année (1933) Affaires civiles : Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**

in-8 carré, 316 pages, Tientsin, 1935.

23 **Code de procédure pénale de la République Chinoise** [中華民國刑事訴訟法] - Texte chinois accompagné d'une traduction française sous la direction de **P. C. Leblanc**, sous-directeur à la Police Française de Shanghai.

in-8 carré, 114 pages doubles et 12 pages de tables, Tientsin, 1935.

24 **Loi sur la faillite** (promulguée le 17 juillet 1935 - entre en vigueur le 1 octobre 1935) [破產法] - Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**

in-8 carré, III pages et 31 pages doubles, Tientsin, 1935.

25 **Code de procédure civile (révisé) de la République Chinoise** (1 juillet 1935) [中華民國民事訴訟法] - Texte chinois et traduction française revue et mise à jour par **C. M. Ricard.**

in-8 carré, 125 pages doubles, 23 pages de tables, Tientsin, 1936.

26 **Interprétations du Yuan Judiciaire en matière civile** - Volume I (Février 1929 à Janvier 1935) - 1^e Partie : Code civil - Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**

in-8 carré, 298 pages, Tientsin, 1936.

27 **Règlement provisoire relatif au notariat** (30 juillet 1935) **Règlement d'application et Tarif** (14 février 1936) **Formules** - Texte chinois et traduction française par **Ho Tchong-Chan**, Conseiller du Ministère de la Justice.

in-8 carré, 45 pages doubles, Tientsin, 1936.

28 **L'Année Judiciaire Chinoise** - Jurisprudence de la Cour Suprême de Nanking - 7^e année (1934) Affaires civiles : Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**

in-8 carré, 362 pages, Tientsin, 1937.

- 29 **L'Année Judiciaire Chinoise** - Jurisprudence de la Cour Suprême de Nanking - 8^e année (1935) Affaires civiles : Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**
in-8 carré, 298 pages, Tientsin, 1938.
- 30 **L'Année Judiciaire Chinoise** - 9^e année (1936) Affaires civiles : Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**
in-8 carré, 286 pages, Tientsin, 1938.
- 31 **Interprétations du Yuan Judiciaire en matière civile** - Volume I (Février 1929 à Janvier 1935) - 2^e Partie : Procédure civile - 3^e Partie : Lois et règlements divers. - Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**
in-8 carré, 340 pages, Tientsin, 1939.
- 32 **L'Année Judiciaire Chinoise** - 10^e année (1937) Affaires civiles : Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**
in-8 carré, 153 pages, Tientsin, 1939.
- 33 **Éléments de droit civil chinois** : livres I à III du Code civil
4 volumes (Livre 1. Principes généraux ; Livre 2. Des obligations ; Livre 3. De droits réels.
2v., Tientsin, 1939.
- 34 **Les titres de location perpétuelle sur les concessions de Shanghai** - par **Tchang Teng-ti**
(張登棧)
in-8 carré, 178 pages, Tientsin, 1940.
- 35 **Interprétations du Yuan Judiciaire en matière civile** - Volume II (Janvier 1935 à septembre 1937) - Texte chinois et traduction française par **François Théry, S. J.**
in-8 carré, Tientsin, 194-.
- 36 **Tables générales de L'année judiciaire chinoise** (1^e à 10^e année - 1928-1937) **et des Interprétations du Yuan judiciaire en matière civile** (Volumes I & II - 1929-1937).
iii, 192 pages, 1944.
- 37 **Les coutumes chinoises relatives au mariage** - par **François Théry**
119 pages, 1949.
原載 : *Bulletin de l'université de l'aurore*, ser.3, 10, nr.36, pp.367-400, 1948, nr. 37, pp.21-62, 1949, nr. 38, pp.255-297, 1949.
- 38 **L'ancien régime légal du mariage : et son évolution par voie de jurisprudence pendant les 20 années qui ont précédé le code civil** - par **François Théry**
原載 : *Bulletin de l'université de l'aurore*, ser.3, 10, nr.39, pp.367-416, 1949, nr.40, pp.779-816, 1949.
- Mélanges juridique de l'Université l'Aurore**
398 pages, Tientsin, 1946.